

あさお福祉計画

第5期麻生区地域福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

川崎市麻生区

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性.....	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題.....	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向.....	11
5 2025年を見据えためざすべき姿.....	13
(1) 地域福祉とは.....	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざすべき姿.....	15
6 第5期計画期間における施策の方向性.....	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方.....	17
(2) 計画の基本理念・目標.....	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し.....	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 計画策定にあたって	23
1 麻生区地域福祉計画について.....	25
(1) 地域福祉計画とは.....	25
(2) 地域福祉の推進のために.....	25
(3) 麻生区の地域包括ケアシステムの取組.....	28
(4) 策定の流れ.....	28
2 麻生区の地域の特色.....	29
(1) 麻生区の概況.....	29
(2) 麻生区の現況.....	30
(3) 麻生区の町名別地区組織.....	39
(4) 麻生区地域福祉マップ.....	45
3 区民が抱える生活課題.....	47
(1) 「地域福祉実態調査」の結果から見える課題.....	47
(2) 「地域ケア圏域会議、町会・自治会巡り」から見える課題.....	49
4 第4期計画の振り返り.....	50

（１）第４期計画における重点的な取組	50
（２）基本方針別の振り返り	51

第２章 麻生区の取組.....55

1 麻生区がめざす地域福祉計画	57
（１）計画の理念	57
（２）基本目標	57
2 計画の体系	58
3 第５期計画における重点項目	59
4 事業体系一覧	60
5 具体的な取組	62
基本目標１ 区民が主役の地域づくり	62
基本目標２ 区民本位の福祉サービスの提供	66
基本目標３ 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	71
6 計画の推進にあたって	82
（１）計画の推進体制	82
（２）計画の振り返り	83

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

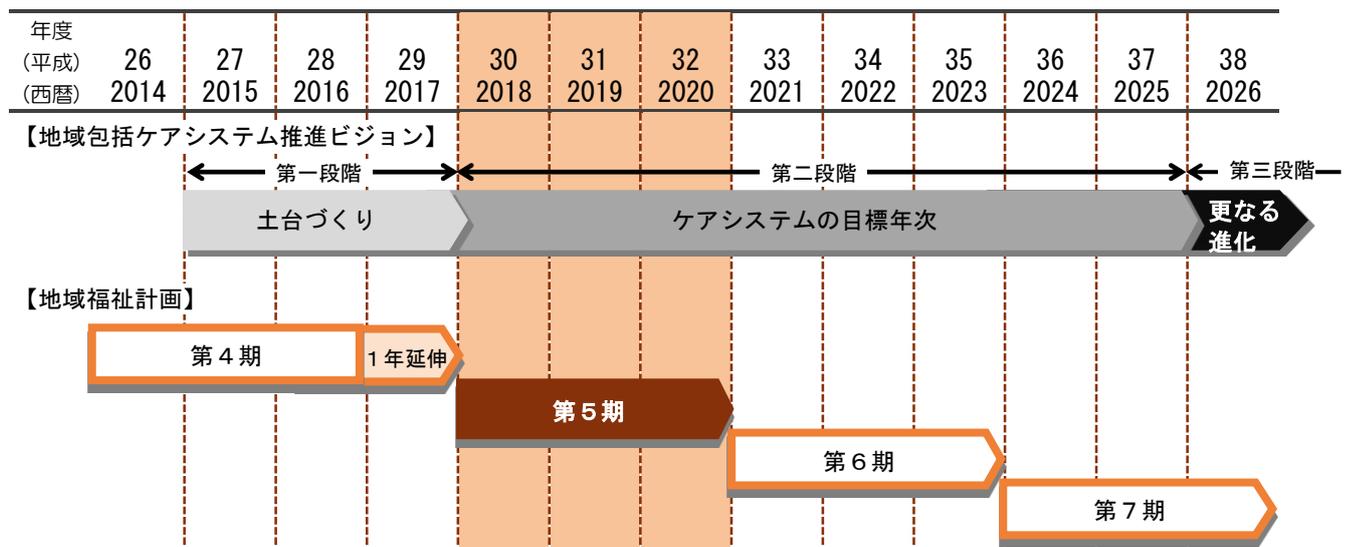
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めます。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施します。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成37（2025）年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

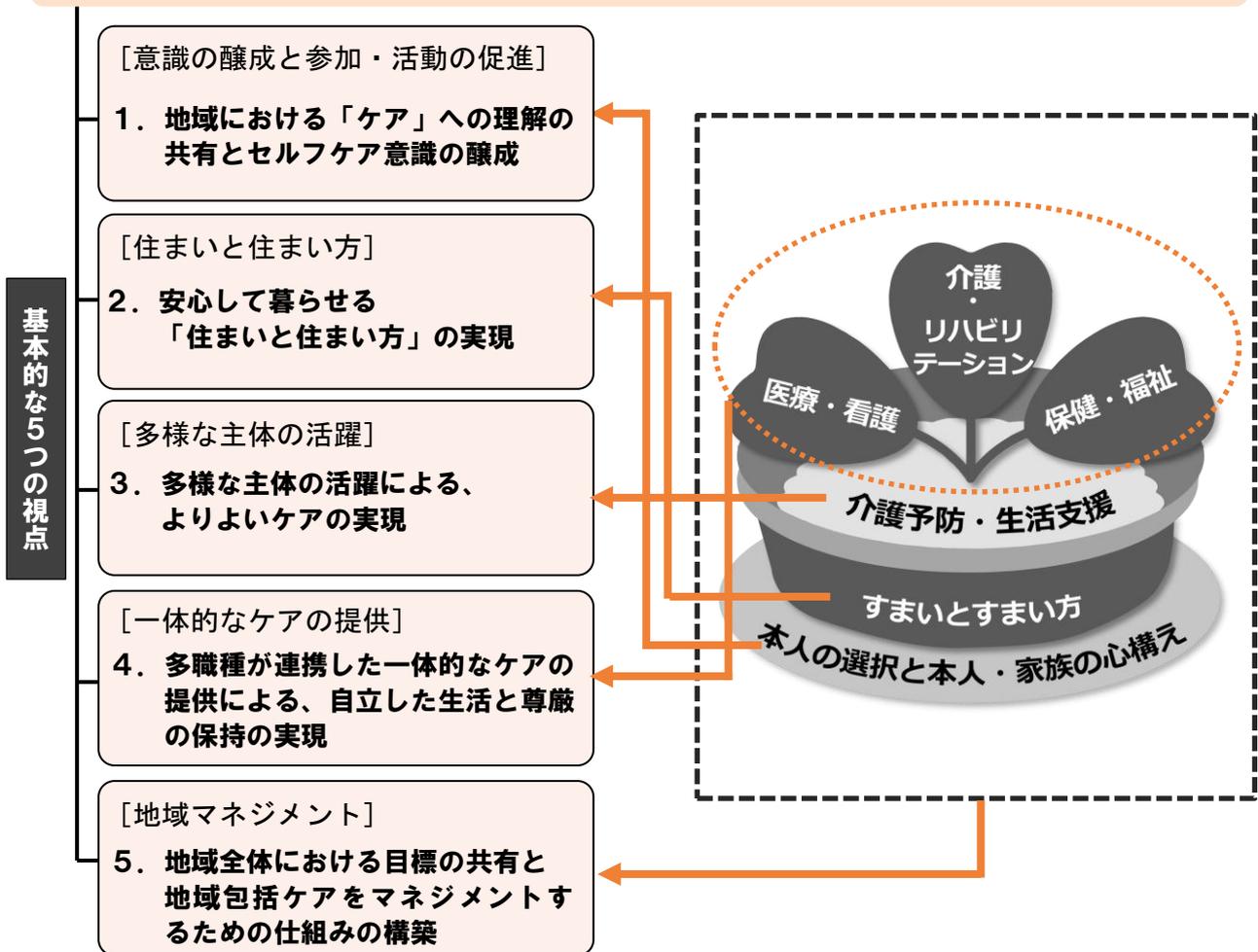
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

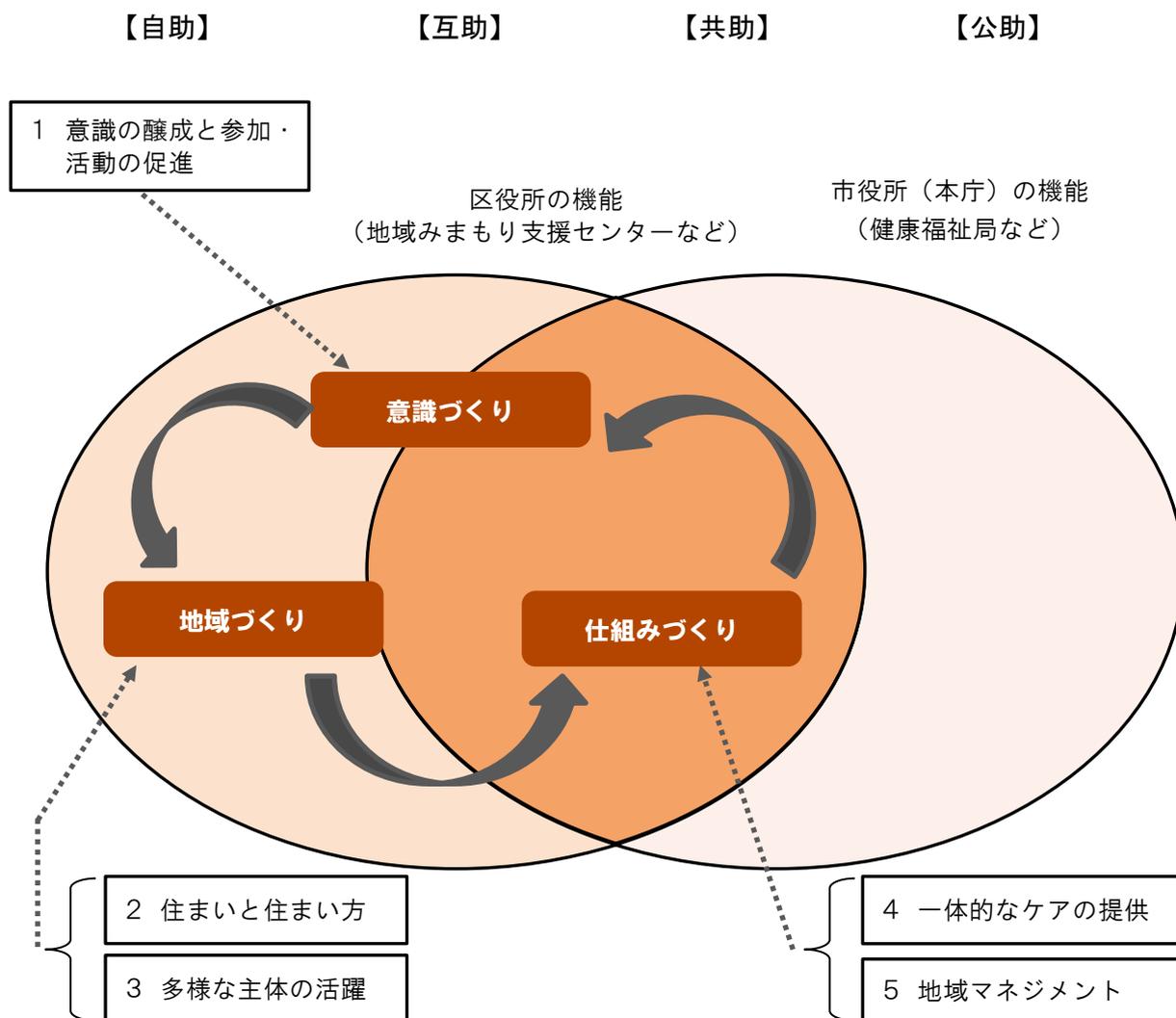


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市民的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取り組むを推進します。

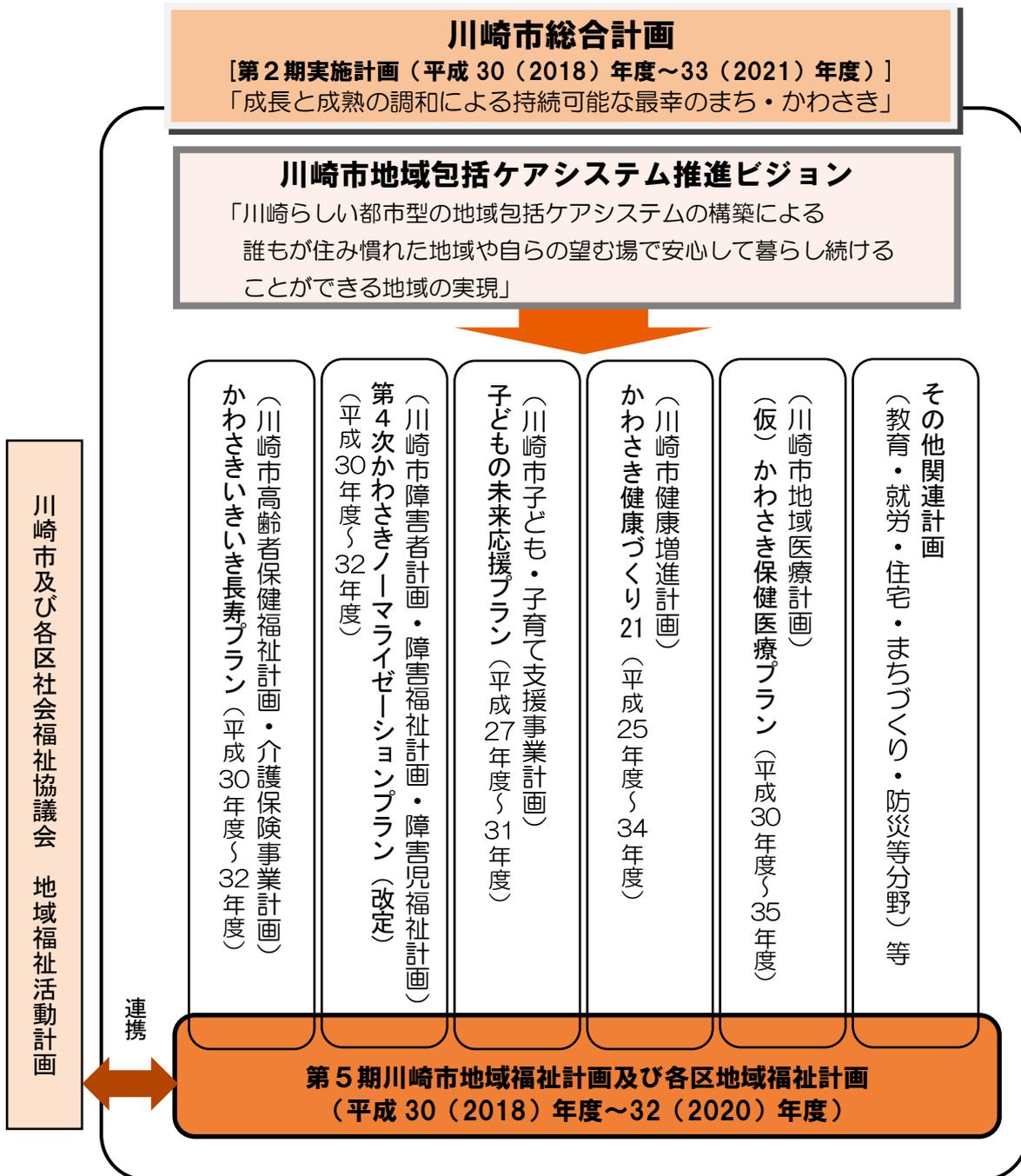
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「子どもの未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

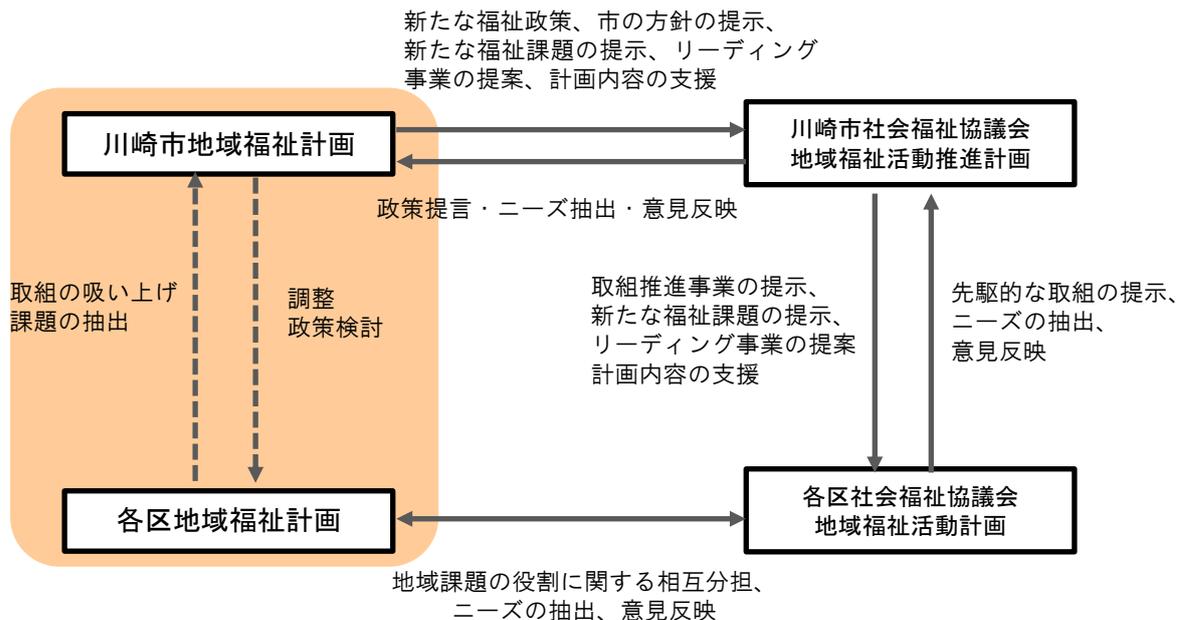
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画策定を推進していきます。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典；厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えたためすべき姿

(1) 地域福祉とは

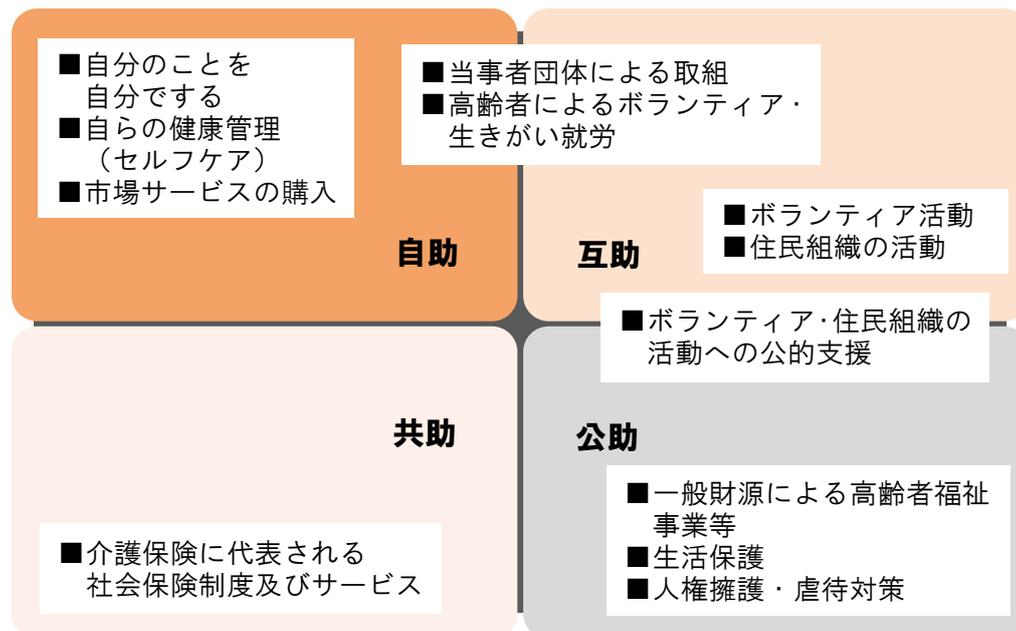
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025年に向けて想定される課題とめざすべき姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は29万4千人（平成28年10月1日現在）ですが、2025年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、13万9千人から、2025年には約20万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成37）年に向けて想定される課題とめざすべき姿】

	現状の課題と2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざすべき姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口150万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約650） 小学校区（約110校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50圏域程度） 人口平均 30,000人程度 いこいの家（49か所） 地域包括支援センター（49か所） こども文化センター（58か所）	・地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 16万人～25万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約150万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・いきがづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

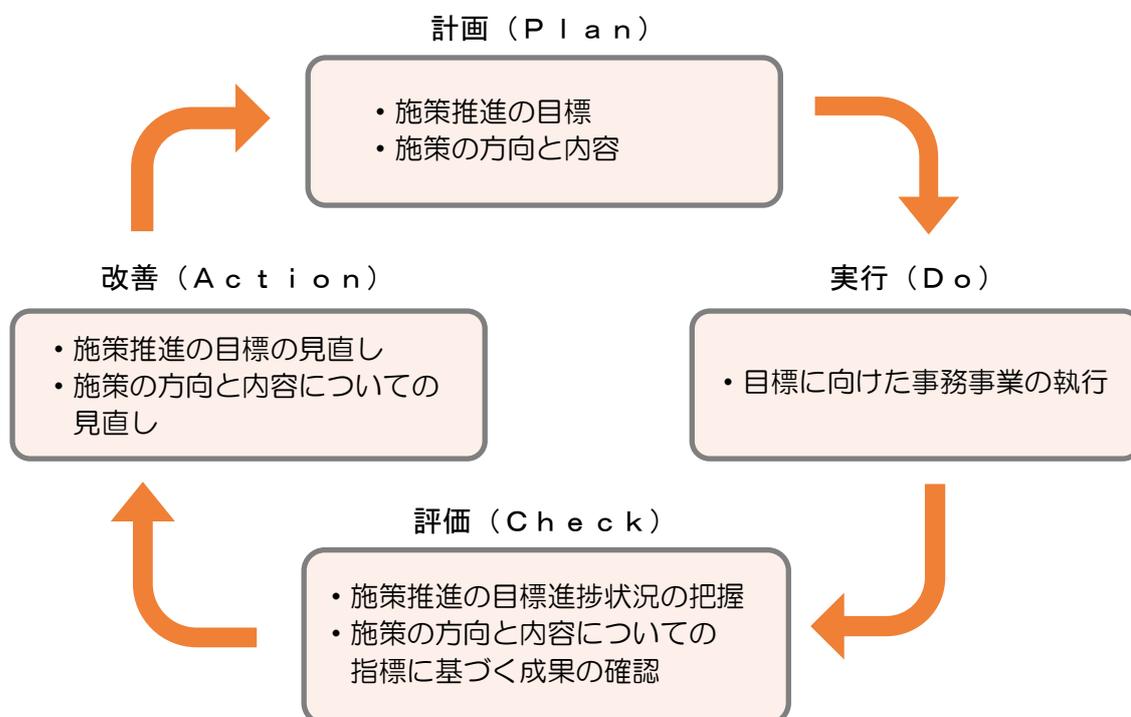
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

A3体系図挿入（表）

A3体系図挿入（裏）

計画策定にあたって

第1章

1 麻生区地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画とは

平成12（2000）年に「社会福祉法」が改正され、第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として、市町村地域福祉計画が位置づけられました。

麻生区では、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりを目指して、平成15（2003）年度に第1期計画を策定し、これまでに第4期（平成26（2014）年度～平成29（2017）年度）まで計画を推進してきました。

少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所の関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、さまざまな生活上の課題を抱えています。

これらの課題は、区民1人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが、地域の課題解決に協働して取り組むことは、誰もが暮らしやすい地域づくりのために大切なことなのです。

(2) 地域福祉の推進のために

本計画の推進にあたって、区民1人ひとりを始め、ボランティア、地域の活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点に立った計画の具体化を推進します。

① 町会・自治会

町会・自治会は、地域に住む人たちが安心・安全に暮らしていくため、地域における様々な問題の解決に取り組む組織として、また、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していく上での「コミュニティ単位の一つ」として、重要な役割が期待されています。また、小地域の問題の解決について、今後は民生委員児童委員との連携も求められています。

② 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、様々な生活上の問題を抱えた人たちと「地域のつながり」をつくるための「パイプ役」として、すなわち、地域に住むすべての人々が安心して生活していける地域づくりの担い手として、その役割が期待されます。福祉コミュニティづくりという視点では、町会・自治会との連携した活動も期待されます。

③ 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、高齢者・障害者・子ども等の福祉に関する幅広い専門知識と物的・人的資源を持ち合わせています。例えば、高齢者福祉施設が専門性を活かして家族介護教室を主催したり、障害者福祉施設が施設を開放し、講演会・講座やイベントを開催するなど、地域住民との交流や公的な援助以外のサービス（インフォーマルサービス）に積極的に取り組むことが望まれます。さらに、保育園や幼稚園、学校等と連携し、福祉教育や研修を通して地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で社会資源として認知されるよう、積極的に地域と連携していくことが期待されます。

④ ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を持っています。今後も、ボランティア・NPOが、これまでの経験や技術、知識を発揮して、地域福祉の構築に貢献していくことが望まれています。また、地域のニーズに適応した施策を推進するため、区や関係機関・団体とともに、福祉の地域づくりを協働で進めていく上での役割分担や連携を図ることが不可欠です。

⑤ その他の団体・組織の役割

様々な生活上の問題を抱えた人たちに対して、個別対応にとどまることなく、家庭あるいは地域の問題として、身近な視点から総合的・横断的に対応していく必要性が高まっています。これからは、地域における保健・医療・福祉・生涯学習などの資源を活用しつつ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援センターを中核機関に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を活かしながら、地域福祉の視点から広く活動していくことが期待されています。

⑥ 区社会福祉協議会の役割

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（109条）の中で中心的な役割を担う団体として位置付けられています。

区社会福祉協議会は、地域の多様なニーズにこたえるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らした独自の事業を展開していく役割があり、在宅福祉サービスや施設の運営管理のほか、地域の福祉活動のコーディネーターとして福祉団体との連絡調整や活動支援を行っています。

今後は、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていく一方で、行政とますます連動・補完し合いながら諸々の地域福祉施策を展開していくことが求められています。

⑦ 区役所の役割

地域福祉計画は、地域の多様なニーズを捉え、「自助」「互助」の中心を担う区民や地域活動団体などの参画を促し、活動を支援していくことや、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが大切です。

また、計画の推進体制と、庁内の関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。施策の形成過程から区民のニーズを十分に反映させるべく企画設計し、区民との連帯意識を高めていけるよう努めていきます。併せて、市への福祉施策に関わる働き掛けや連携により、区民のよりよい生活への向上をめざしていきます。

⑧ 区民一人ひとりの役割

少子高齢化や核家族化が進行し、個人の価値観が多様化している中、人と人がともに支え合い、助け合う関係を築いていくことは、大変重要になっています。

区民が、どのような生活課題を抱えていてもそれぞれに自分らしい自立した生活や社会参加を実現することが、地域福祉の大きな目的です。一人ひとりが他人への関心や思いやりを持ち、お互いに支え合い助け合うことは、福祉サービスの担い手として「誰かのために役に立っている」という生きがいや励みとともに、自分の能力や可能性を発揮できる自己実現につながります。

あさお福祉計画

誰もが暮らしやすい地域づくりのために



(3) 麻生区の地域包括ケアシステムの取組

平成23(2011)年度の介護保険法改正により示された「地域包括ケアシステム」とは、住み慣れた身近な地域（日常生活圏域）において、医療や介護、福祉のさまざまな生活支援サービスを、利用者のニーズに応じて一体的に提供されるものとなっています。

川崎市では、高齢者のほか、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた、全ての地域住民を対象として、平成27(2015)年3月に、関連個別計画の上位概念として、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。また、平成28(2016)年4月に区役所の組織を再編し、地域包括ケアシステムの確立を目指す「地域みまもり支援センター」を設置しました。

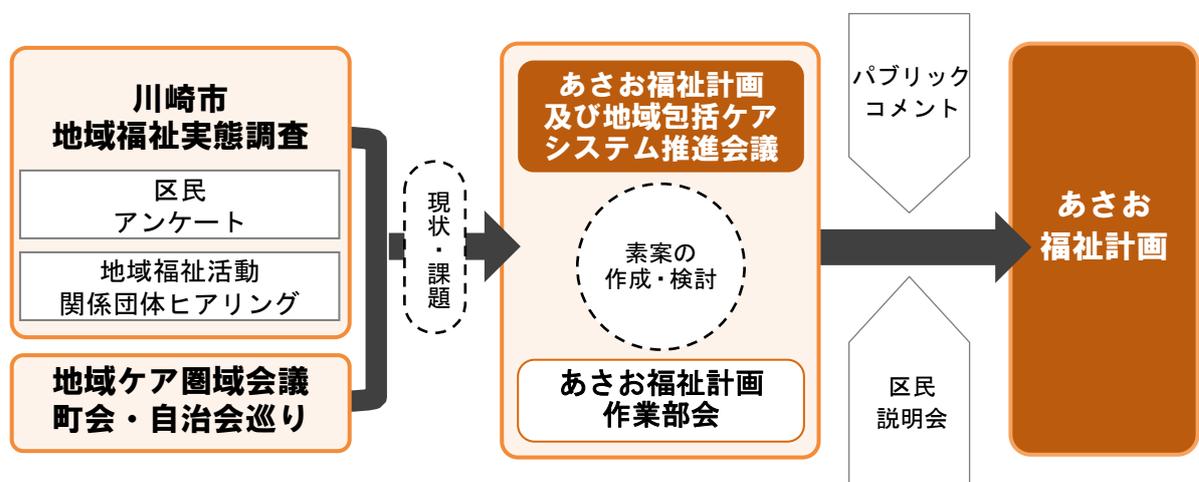
地域の実情に合わせて、健康維持活動や見守り・支え合い活動、住民の交流を目的とした集いの場など、さまざまな地域活動が展開されています。

(4) 策定の流れ

区民アンケートや地域福祉活動に携わる機関・団体ヒアリングによる「川崎市地域福祉実態調査」を実施し、また、地域の方と関係機関で地域課題について検討する「地域ケア圏域会議」の開催や、区内の町会・自治会からの聞き取り調査を行うことで、地域の現状や課題を明らかにしました。

その内容を踏まえて、区内の関係団体や区の地域包括ケアシステムに関連する部署などから構成される「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」で、地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組などについて審議を行いました。同時に、「あさお福祉計画作業部会」において、具体的な取組などを検討した上で、計画の素案を作成しました。

計画素案は、パブリックコメントや区民説明会で公表し、そこで寄せられた区民の意見を踏まえた上での検討を経て、本計画が作成されました。



2 麻生区の地域の特徴

(1) 麻生区の概況

麻生区は、昭和57（1982）年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分区分し誕生しました。麻生の名の起こりは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。鎌倉時代に王禅寺の等海上人が発見したといわれる「禅寺丸柿」は、独特の甘みを持ち、江戸時代から戦前にかけて人気を集めました。「柿生」（かきお）の地名の由来にもなっており、平成24（2012）年には区のシンボルの木に選ばれています。

昭和2（1927）年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40（1965）年以降に開発が進められ、昭和49（1974）年に区を中心となる新百合ヶ丘駅が誕生しました。現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、文化センター、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「川崎市アートセンター」、「日本映画大学」など芸術関連施設も多く、文化・芸術の薫りあふれるまちとなっています。

一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「川崎フロンターレ」の練習場など地域に密着したスポーツ資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレスモス」、「明治大学黒川農場」など豊かな自然・農業資源が多く存在します。これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりを目指しています。



麻生区の花
ヤマユリ



麻生区の木
禅寺丸柿

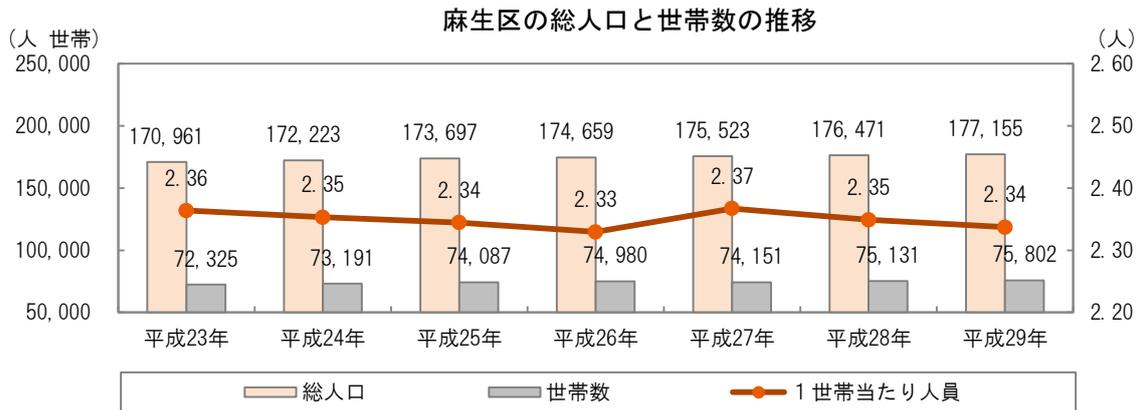


かきまるくん

(2) 麻生区の現況

① 総人口と世帯数の推移

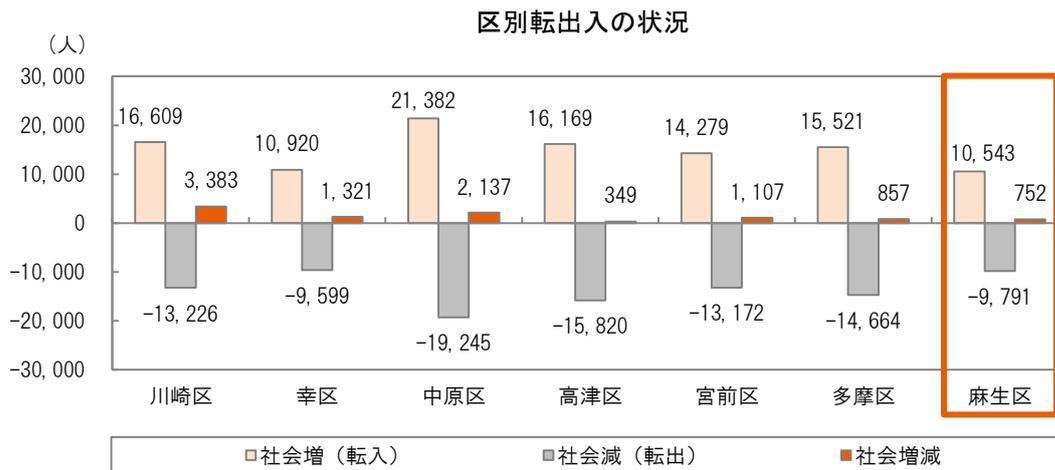
麻生区の人口は、平成29（2017）年5月1日現在で177,155人となっており、平成23（2011）年度から人口増加が続いています。一方、1世帯当たり人員は2.3人前後で推移をしており、平成29（2017）年5月1日現在で2.34人となっています。



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在、平成29年は5月1日現在）

② 人口動態

平成27（2015）年10月から平成28（2016）年9月の転出入の状況を見ると、社会増（転入）が10,543人、社会減（転出）が9,791人あり、転入が752人上回っています。

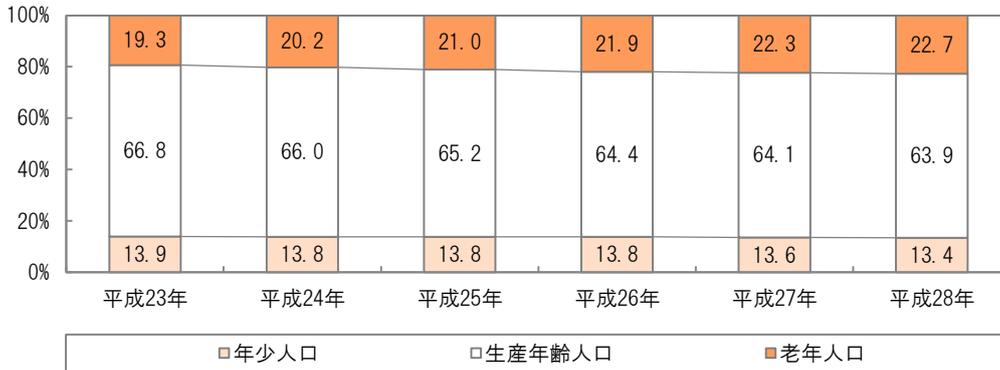


資料：川崎市統計書「区別月別人口動態」（平成27年10月～平成28年9月の合計）
 ※社会増減…住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数

③ 年齢3区分別人口の推移

麻生区の年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下人口は緩やかな減少が続いている一方、65歳以上人口は平成23（2011）年度から3.4ポイント上昇しており、引き続き高齢化の進行が続くことが予想されます。

麻生区の年齢3区分別人口構成

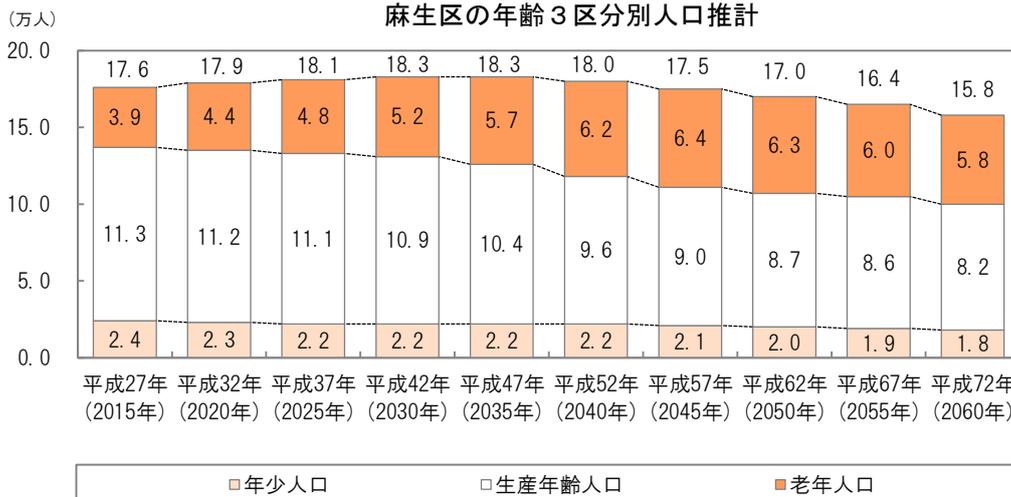


資料：川崎市の統計情報「年齢別人口」（各年10月1日現在）

④ 年齢3区分別将来人口推計

麻生区の年齢3区分別将来人口推計をみると、総人口は平成42（2030）年まで緩やかに増加するものの、生産年齢人口は減少が続き、老年人口は平成57（2045）年の64,000人をピークとして増加が続くと予想されています。

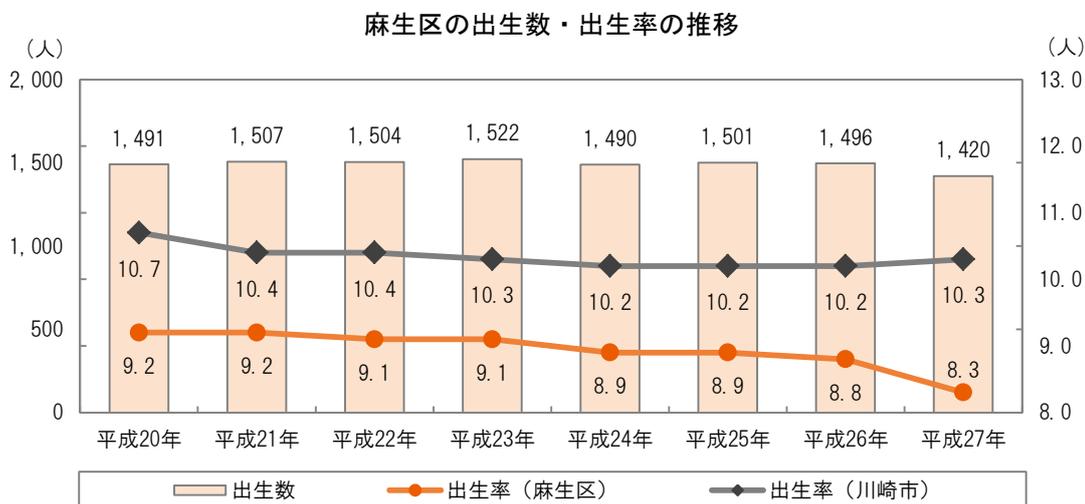
麻生区の年齢3区分別人口推計



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」

⑤ 出生数・出生率の推移

過去6年の出生数は増減を繰り返し、平成27（2015）年において1,420人となっています。この数値は市内7区で最も少ないものです。出生率は人口1,000人に対して9.0人前後で推移し、減少傾向が続いています。



資料：川崎市健康福祉年報

⑥ 児童虐待相談・通告の状況

平成28（2016）年度の児童虐待相談・通告件数（麻生区）は、児童相談所受付は199件、区役所受付は83件となっており、いずれも増加傾向が続いています

児童相談所児童虐待相談・通告件数受付状況（児童相談所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成28年度	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
平成27年度	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
平成26年度	423	256	229	270	209	238	149	18	1,792
平成25年度	347	164	201	235	245	222	131	31	1,576
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320

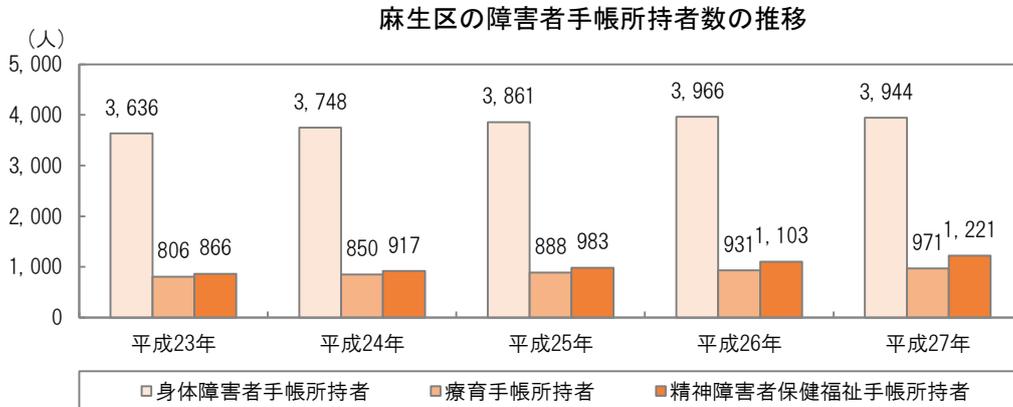
児童相談所児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
平成28年度	243	100	78	91	82	64	83	741
平成27年度	195	66	52	75	85	97	44	614
平成26年度	117	82	61	105	64	111	58	598

資料：こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成28年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

⑦ 障害者数の推移

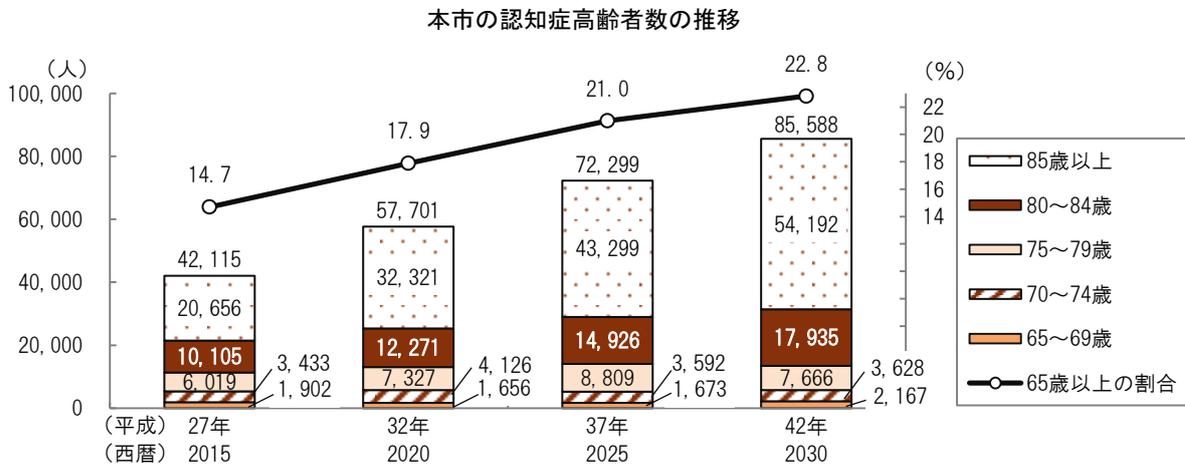
障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の数は、いずれも増加の傾向が見られます。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報（各年度末）

⑧ 認知症高齢者数の推計

本市の認知症高齢者数は今後増加を続け、平成42（2030）年には、約8.6万人まで増加すると想定しています。

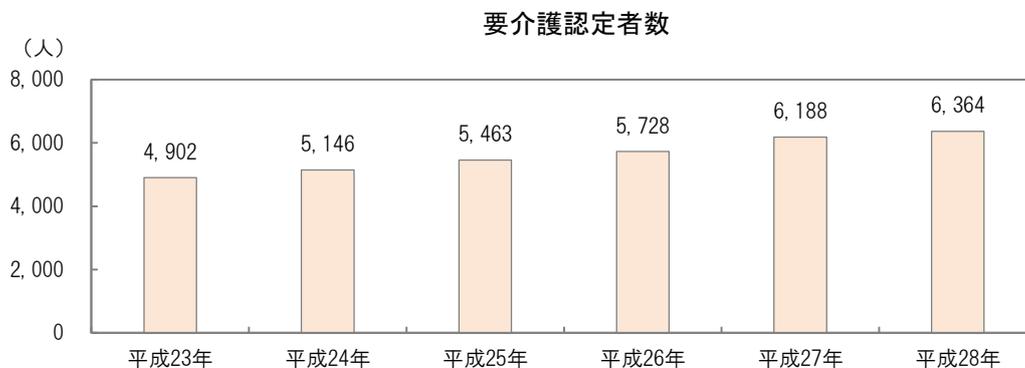


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※平成32年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

⑨ 介護保険の利用状況

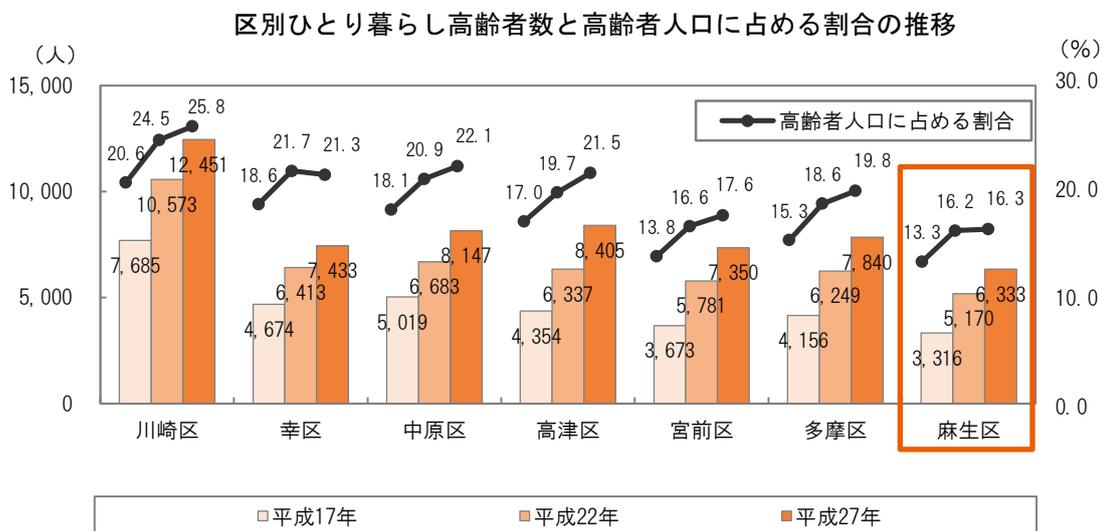
介護保険要介護認定者数は、平成23（2011）年以降増加を続け、平成28（2016）年は6,364人となっています。



資料：川崎市統計書「介護保険の概況」（各年3月31日現在）

⑩ 区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

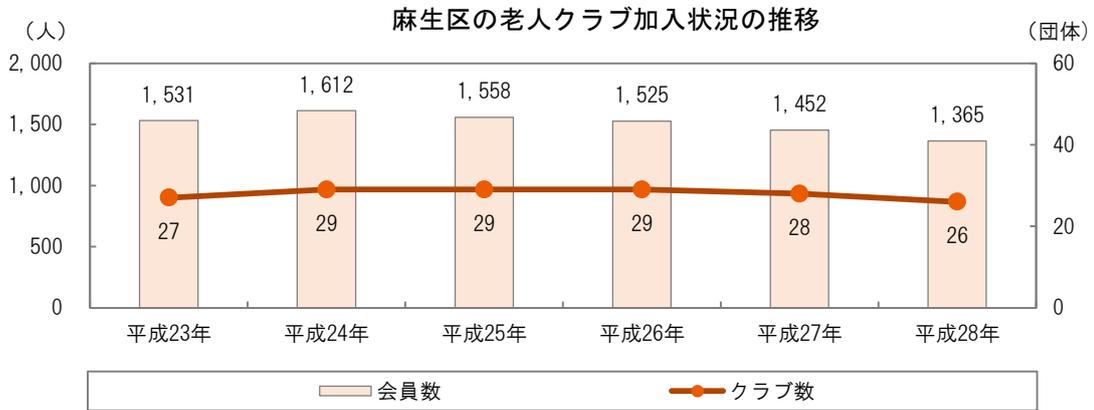
平成27（2015）年の国勢調査では、麻生区のひとり暮らし高齢者は6,000人を超え、高齢者の16.3%がひとり暮らしとなっています。



資料：国勢調査

⑪ 老人クラブの状況

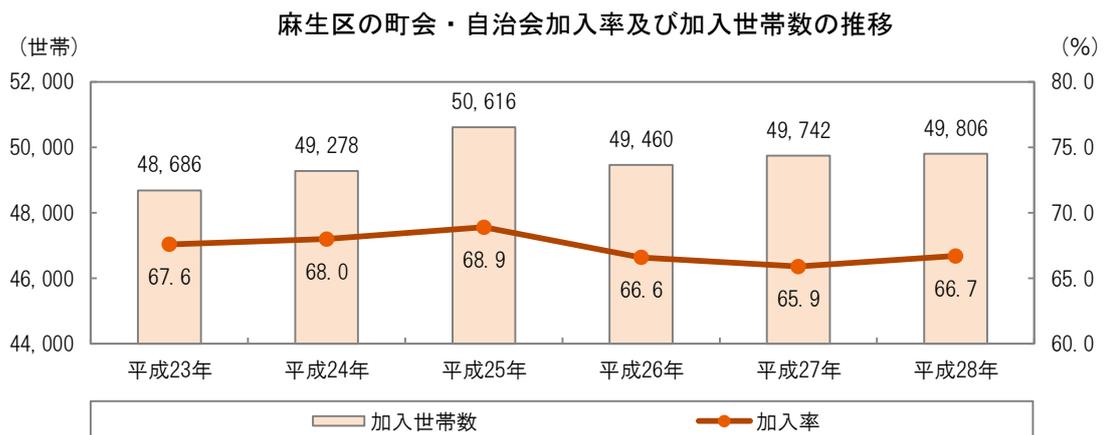
老人クラブの会員数は、平成24（2012）年度の1,612人から平成28（2016）年度の1,365人と減少が続いています。クラブ数についても、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度の29団体から減少傾向にあります。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑫ 町会・自治会の加入率

麻生区には平成28（2016）年度末現在、125の町会・自治会等の住民組織があり、市内7区で最も多くなっています。町会・自治会の加入率・加入世帯数は、平成25（2013）年度まで上昇を続けていましたが、平成26（2014）年度に低下に転じ、以降は横ばいとなっています。

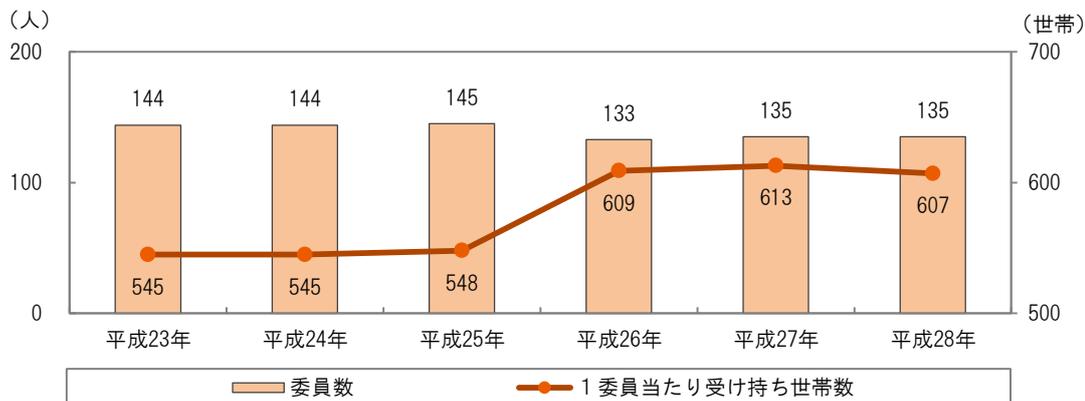


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑬ 民生委員児童委員の状況

麻生区では、平成28（2016）年4月1日現在の区内の民生委員児童委員は135人で、1委員当たりの受け持ち世帯数は607世帯となっており、7区の中で最も多くの世帯を受け持ちしています。

民生委員児童委員の委員数と一人当たりの受け持ち世帯数

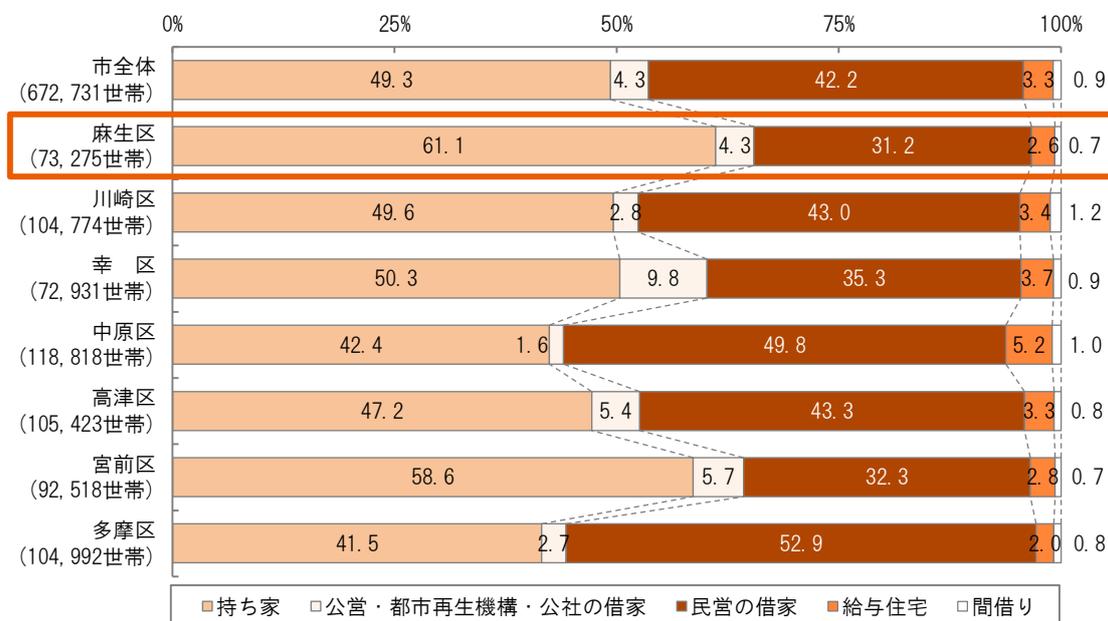


資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」

⑭ 住まいの形態

麻生区は、持ち家比率が市内で最も高く、61.1%となっています。

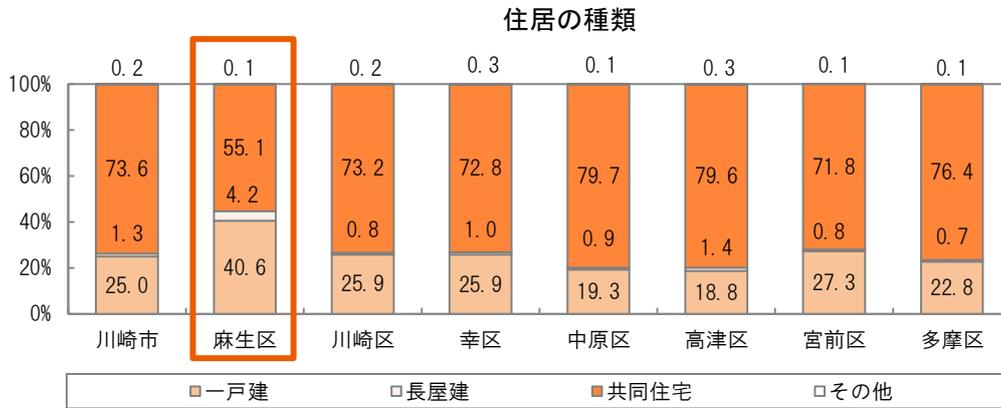
住まいの形態



資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査（平成25年10月1日現在）

⑮ 住居の種類

麻生区は、市内7区で一戸建の住宅の割合が最も高く、区内の住宅の40.6%を占めています。

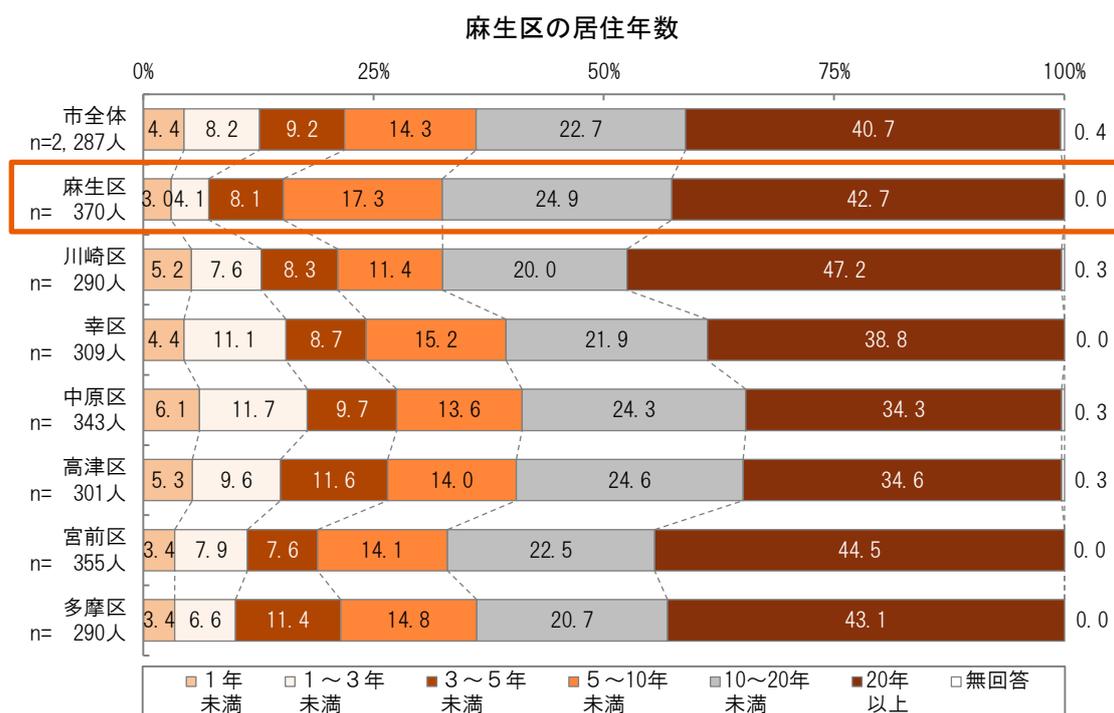


資料：総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査（平成25年10月1日現在）

♪ 定住志向が強い麻生区 ♪

川崎市地域福祉実態調査の結果をみると、麻生区の居住年数は、3年未満が7.1%と7区では最も低い一方、20年以上が42.7%で最も高く、次いで10~20年未満(24.9%)、5~10年未満(17.3%)となっています。

持ち家比率が高く、居住年数が長いということは、定住志向が強く、将来的にも高齢化率が高い状況が続くことが予想されます。



資料：第4回川崎市地域福祉実態調査

(3) 麻生区の町名別地区組織

① 町名別町会・自治会名一覧

町丁	主な町会・自治会	地区民生委員 児童委員 協議会区分	地区社会福祉 協議会区分
王禅寺	王禅寺町内会	柿生第1地区	
王禅寺西1～8丁目	百合ヶ丘勤交会、弘法の松親和会、中日本高速道路(株)百合ヶ丘社宅自治会、三井山百合会、百合ヶ丘ガーデンマンション管理組合☆、王禅寺みどり町会、日生百合ヶ丘自治会、吹込町内会、興人柿生自治会、日光台自治会、柿生美山台自治会、柿生新橋町会、市営真福寺住宅自治会、真福寺町内会、ザ・ガーデン麻生台自治会、麻生台団地自治会、山口台自治会、三井百合ヶ丘第3地区自治会		
王禅寺東1～6丁目	三井百合ヶ丘第3地区自治会(再掲)、日生百合ヶ丘自治会(再掲)、真福寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘自治会、王禅寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘第5自治会、ゴールドヒルズ王禅寺自治会☆、王禅寺どんぐり山自治会☆、下麻生自治会		
虹ヶ丘1～3丁目	虹ヶ丘1丁目自治会、虹ヶ丘団地2丁目自治会、虹ヶ丘3丁目団地自治会、虹ヶ丘3丁目町内会		
白山1～5丁目	さつき第2自治会、白山1丁目第1管理組合☆、白山けやき自治会、白山3丁目管理組合☆、グリーントウン白山ポプラ自治会、新ゆりグリーントウン白山4丁目第3管理組合☆、アカシア自治会☆、真福寺町内会(再掲)		
岡上	岡上町内会、岡上西町会	柿生第2地区	柿生地区
上麻生 上麻生1～7丁目	上麻生東町内会、新百合ヶ丘駅南町内会、百合ヶ丘勤交会(再掲)、マイシティ新ゆり町内会、新百合ヶ丘レガートプレイス自治会、コンフォール新百合ヶ丘管理組合☆、山口台自治会(再掲)、柿生駅前町内会、サープラス柿生自治会、柿生美山台自治会(再掲)、亀井自治会、コーポラティブハウス柿生管理組合、クリアガーデン麻生台自治会、下麻生自治会(再掲)		
下麻生 下麻生1～3丁目	麻生台団地自治会(再掲)、下麻生自治会(再掲)、真福寺町内会(再掲)		
早野	早野町内会		
片平 片平1～8丁目	片平町内会、小田急さつき台自治会、北イトーピア自治会、さつき台自治会、ブラウディア五月台管理組合☆		
栗木 栗木1～3丁目 栗木台1～5丁目	栗木町内会、栗木台自治会、栗木台ハイム自治会		
栗平1・2丁目	栗平白鳥自治会、栗木町内会(再掲)、片平町内会(再掲)、栗木台自治会(再掲)		
黒川	黒川町内会		
五力田 五力田1～3丁目	五力田町内会、小田急さつき台自治会(再掲)、さつき台自治会(再掲)、パストラールハイム五月台管理組合☆、ブラウディア五月台Ⅱ自治会☆		
白鳥1～4丁目	栗平白鳥自治会(再掲)、片平町内会(再掲)、五力田町内会(再掲)		
はるひ野1～5丁目	はるひ野町内会、リーデンスクエアはるひ野管理組合☆		
古沢	古沢町内会、コーポラティブハウス麻生管理組合☆		
万福寺 万福寺1～6丁目	万福寺町内会、緑ヶ丘自治会、新万福寺町内会		
南黒川	黒川町内会(再掲)		
高石1～6丁目	高石町会、第2百合ヶ丘ハイム自治会、読売ランド前ハイデンス自治会、ライオンズガーデン百合ヶ丘自治会、水暮町会、高石団地自治会、キャッスル百合ヶ丘管理組合、パークハイム百合ヶ丘管理組合、ベルヴィーユ百合ヶ丘管理組合☆、西塔之越自治会、小田急分譲地自治会、コスモ百合ヶ丘パラシオ自治会☆、イトーピア百合ヶ丘ガーデンハイム管理組合☆、多摩美町会	麻生東第1地区	
多摩美1・2丁目	多摩美町会(再掲)、四ツ葉町会、扶桑町会、若葉町会、内野町会、栗木台町会、多摩美みどり町会、多摩美こぶし町会		
千代ヶ丘1～9丁目	有楽自治会、千代ヶ丘自治会、千代ヶ丘町会、千代ヶ丘中ノ間自治会、細山町会	麻生東第2地区	麻生東地区
金程1～4丁目	金程富士見会、金程町会、グリーンウッドの環境を守る会☆		
細山 細山1～8丁目	細山町会(再掲)、細山シャンポール町会、内野町会(再掲)、大成建設百合ヶ丘社宅自治会、三井細山自治会、コリーヌ細山自治会☆、多摩美町会(再掲)、千代ヶ丘中ノ間自治会(再掲)		
向原1～3丁目	向原町会	麻生東第3地区	
東百合丘1～4丁目	塔之越自治会、ラムズ自治会、サンライトヒルズ百合丘自治会、塔之越睦会、西塔之越自治会(再掲)、エスポワール東百合ヶ丘自治会、東百合丘若草自治会、餅坂自治会、東百合丘さくら町会、東百合丘町会、サニーハウス百合ヶ丘管理組合、リマスボット百合ヶ丘管理組合、東百合しおみ会、三井百合丘第2地区自治会、百合ヶ丘ヒルズ管理組合、百合ヶ丘ハイコーボ管理組合、青葉会☆、野村自治会、百合丘3丁目町会		
百合丘1～3丁目	百合丘1丁目町会、百合丘2丁目町会、市営サンラフレ自治会、サンラフレ百合ヶ丘自治会、百合丘3丁目町会(再掲)、百合ヶ丘みずき街自治会		

☆：麻生区町会連合会に属していない町会・自治会

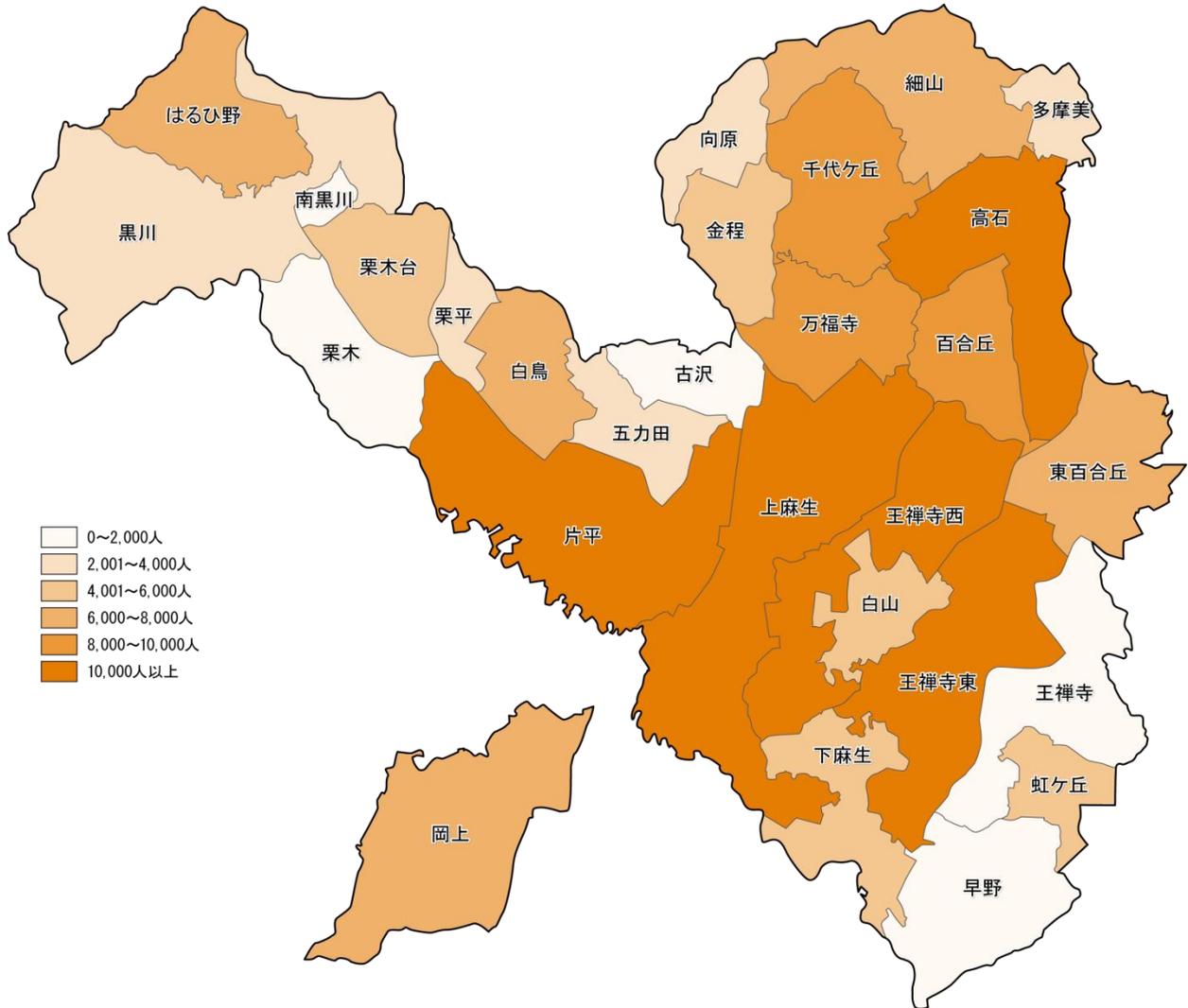
(平成27年7月1日現在)

② 町名別人口推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
麻生区	169,946	171,420	172,382	173,155	174,103	174,819
柿生第1地区	32,877	32,755	32,681	32,576	32,681	32,643
王禅寺	792	790	828	840	850	847
王禅寺西1～8丁目	10,900	10,896	10,910	10,860	11,103	11,167
王禅寺東1～6丁目	10,546	10,583	10,583	10,694	10,758	10,729
虹ヶ丘1～3丁目	4,769	4,672	4,602	4,544	4,373	4,381
白山1～5丁目	5,870	5,814	5,758	5,638	5,597	5,519
柿生第2地区	31,470	31,630	31,722	32,089	32,172	32,343
岡上	6,655	6,635	6,587	6,552	6,545	6,614
上麻生・上麻生1～7丁目	18,101	18,356	18,510	18,953	19,095	19,217
下麻生・下麻生1～3丁目	6,034	5,972	5,978	5,902	5,830	5,822
早野	680	667	647	682	702	690
柿生第3地区	46,820	48,158	49,051	49,458	50,024	50,265
片平・片平1～8丁目	10,933	10,999	11,342	11,449	11,654	11,685
栗木・栗木1～3丁目	1,103	1,153	1,227	1,256	1,287	1,404
栗木台1～5丁目	4,473	4,511	4,512	4,430	4,471	4,527
栗平1～2丁目	2,736	2,767	2,796	2,767	2,760	2,604
黒川	2,929	3,054	3,030	3,061	3,148	3,190
五力田・五力田1～3丁目	3,049	2,987	3,075	3,072	3,064	3,053
白鳥1～4丁目	5,940	6,039	6,111	6,205	6,253	6,284
はるひ野1～5丁目	6,236	6,929	7,217	7,389	7,507	7,599
古沢	375	384	384	405	411	423
万福寺・万福寺1～6丁目	8,784	9,085	9,108	9,180	9,192	9,229
南黒川	262	250	249	244	277	267
麻生東第1地区	17,853	17,832	17,881	17,899	17,829	18,025
高石1～6丁目	15,360	15,373	15,393	15,420	15,342	15,557
多摩美1・2丁目	2,493	2,459	2,488	2,479	2,487	2,468
麻生東第2地区	24,093	24,210	24,258	24,314	24,490	24,605
千代ヶ丘1～9丁目	9,223	9,265	9,255	9,258	9,268	9,246
金程1～4丁目	3,953	3,988	4,002	3,988	4,059	4,139
細山・細山1～8丁目	7,621	7,669	7,651	7,697	7,785	7,816
向原1～3丁目	3,296	3,288	3,350	3,371	3,378	3,404
麻生東第3地区	16,833	16,835	16,789	16,819	16,907	16,938
東百合丘1～4丁目	7,951	7,953	7,935	7,904	7,957	7,944
百合丘1～3丁目	8,882	8,882	8,854	8,915	8,950	8,994

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（各年9月末日現在、平成29年は6月末日現在）
 数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

麻生区総人口 分布図

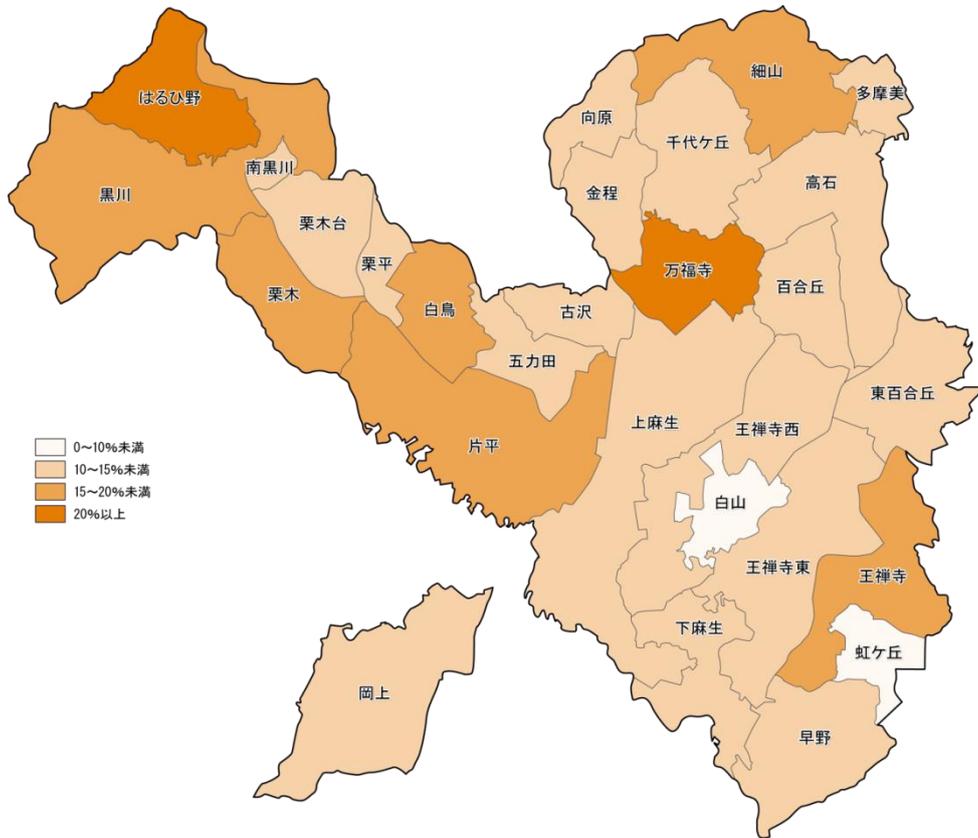


③ 町名別人口構成

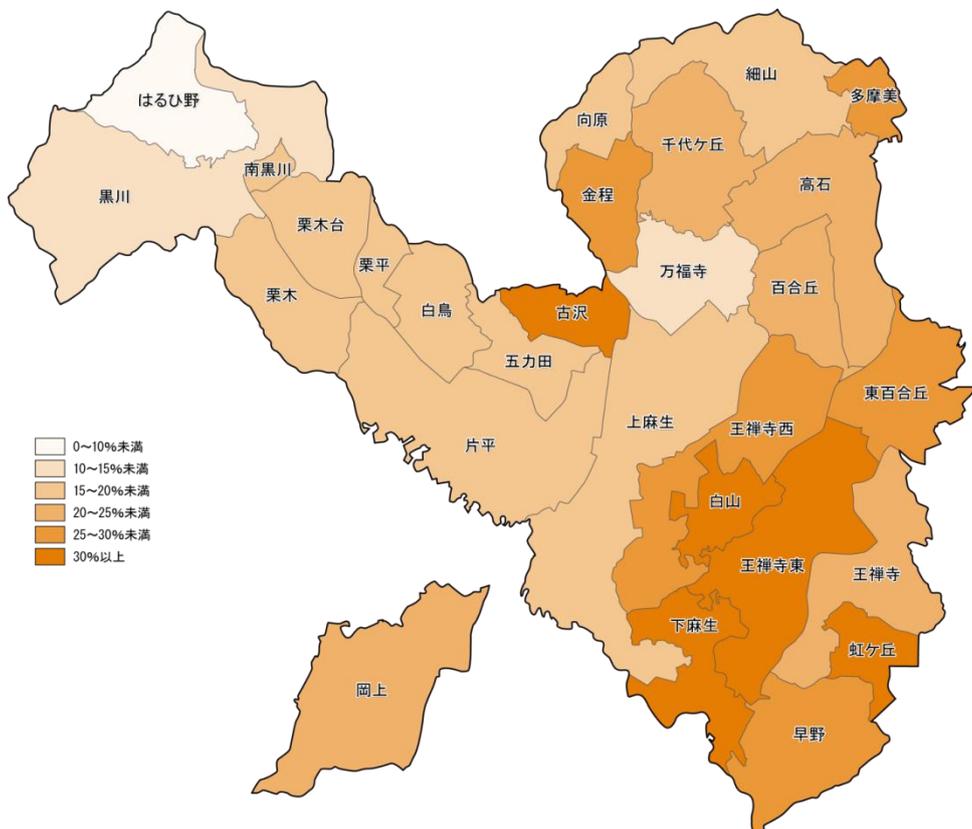
	年少人口（0～14歳）			老年人口（65歳以上）		
	平成28年 9月末 年少人口	平成28年 9月末 年少人口割合	平成25年 からの 人口増加率	平成28年 9月末 老年人口	平成28年 9月末 老年人口割合	平成25年 からの 人口増加率
麻生区	23,938	13.7%	-0.6%	38,693	22.2%	11.1%
柿生第1地区	3,456	10.6%	-1.5%	10,679	32.7%	10.3%
王禅寺	169	19.9%	5.0%	188	22.1%	2.2%
王禅寺西1～8丁目	1,318	11.9%	-0.2%	3,017	27.2%	3.3%
王禅寺東1～6丁目	1,277	11.9%	1.6%	3,465	32.2%	8.7%
虹ヶ丘1～3丁目	245	5.6%	-21.2%	1,785	40.8%	11.3%
白山1～5丁目	447	8.0%	-2.8%	2,224	39.7%	24.9%
柿生第2地区	3,855	12.0%	-1.6%	7,128	22.2%	12.4%
岡上	710	10.8%	-6.6%	1,391	21.3%	13.2%
上麻生・上麻生1～7丁目	2,466	12.9%	2.4%	3,711	19.4%	13.3%
下麻生・下麻生1～3丁目	598	10.3%	-9.5%	1,831	31.4%	10.2%
早野	81	11.5%	-8.0%	195	27.8%	12.7%
柿生第3地区	8,961	17.9%	0.2%	7,538	15.1%	16.7%
片平・片平1～8丁目	1,744	15.0%	6.9%	2,030	17.4%	14.8%
栗木・栗木1～3丁目	224	17.4%	13.1%	230	17.9%	18.6%
栗木台1～5丁目	652	14.6%	-11.7%	822	18.4%	14.3%
栗平1～2丁目	411	14.9%	-12.6%	470	17.0%	19.0%
黒川	503	16.0%	-5.6%	380	12.1%	15.5%
五力田・五力田1～3丁目	372	12.1%	-4.1%	579	18.9%	14.9%
白鳥1～4丁目	1,102	17.6%	2.1%	1,076	17.2%	12.6%
はるひ野1～5丁目	2,025	27.0%	3.7%	653	8.7%	24.4%
古沢	43	10.5%	4.9%	141	34.3%	17.5%
万福寺・万福寺1～6丁目	1,856	20.2%	-2.0%	1,114	12.1%	21.7%
南黒川	29	10.5%	26.1%	43	15.5%	22.9%
麻生東第1地区	1,922	10.8%	-2.3%	4,087	22.9%	9.0%
高石1～6丁目	1,660	10.8%	-4.6%	3,395	22.1%	9.8%
多摩美1・2丁目	262	10.5%	15.4%	692	27.8%	5.2%
麻生東第2地区	3,428	14.0%	-1.2%	5,248	21.4%	8.3%
千代ヶ丘1～9丁目	1,261	13.6%	-0.7%	2,094	22.6%	6.8%
金程1～4丁目	498	12.3%	6.9%	1,037	25.5%	9.4%
細山・細山1～8丁目	1,184	15.2%	-3.0%	1,452	18.7%	8.0%
向原1～3丁目	485	14.4%	-5.8%	665	19.7%	12.0%
麻生東第3地区	2,316	13.7%	1.5%	4,013	23.7%	7.1%
東百合丘1～4丁目	1,029	12.9%	-2.6%	2,151	27.0%	9.3%
百合丘1～3丁目	1,287	14.4%	5.1%	1,862	20.8%	4.7%

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（9月末日現在）

麻生区年少人口割合 分布図



麻生区老年人口割合 分布図



(4) 麻生区の地域福祉マップ



A3ページを挿入

3 区民が抱える生活課題

(1) 「地域福祉実態調査」の結果から見える課題

平成28（2016）年10月に行われた「第4回川崎市地域福祉実態調査」から、「地域の生活課題に関する調査」について、麻生区の集計結果を基にした課題を挙げました。

●住民同士のつながりによる支え合いの構築

地域でいま問題だと感じていることについて、「高齢者に関する問題」とする回答は全体の約4割を占めています。また、今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことについて、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」が約4割となっており、最も高い割合となっています。

近所づきあいや地域住民同士の交流について、「ふだんからの交流は必要」「ふだんから交流しておいた方が良い」と考える区民が合わせて約6割となっており、市全体の割合をやや上回っています。しかし実際には、ふだんのご近所との付き合いについて、「あいさつをする程度」が約5割、「ときどき話をする」が約3割で、親しい付き合いをする人の割合は大きくありません。

身近な地域での住民同士のつながり、助け合いの重要性を意識している人の割合は高いものの、実際には地域のつながりは希薄と言えるため、つながりづくりのきっかけとなるような取組が求められます。

●孤立死を防ぐための地域ぐるみでの支援

近年、社会問題となっている孤立死について、その生じる原因と思われる内容として、「一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」が全体の約8割、「隣近所の付き合いが少なくなっていること」が約7割、「家庭内のことに、他人が立ち入りにくいこと」が約5割となっています。

孤立死を防ぐために特に有効だと思うものについて、「地域住民による声かけ、見守り」が約6割、「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」が約5割、「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が約4割で上位を占めており、地域ぐるみでの支援が求められています。

●いざというときに備えた「自助・互助」の推進

地域でいま問題だと感じていることについて、「地域防犯・防災に関する問題」の割合は約4割となっています。平成23（2011）年3月に起きた東日本大震災の後、意識に変化があった内容について、「防災意識が高まった」が約8割にのぼっており、大震災をきっかけにして、防犯や防災に対する住民個々の意識が高まっていることがうかがえます。

高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったときに希望する手助けについて、「安否確認の見守り・声かけ」が全体の5割、「災害時の手助け」が4割を超えています。また、地域の支え合いとしてご自身ができることについても、「安否確認の見守り・声かけ」が約7割、「災害時の手助け」が約4割となっており、災害を始めとするいざというときに備えて、住民がお互いに助け合う「互助」の仕組みを推進することが必要とされています。

●相談やサービス利用のしやすさ

今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして重要と考えることについて、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」がいずれも約5割となっており、上位を占めています。一方、市民が取り組むべきことについて、「情報が集まる場をつくること」と「家族以外で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が、いずれも全体の約3割で、上位を占めています。

住民にとって必要な情報を得やすい環境づくりを進めるとともに、相談窓口に結びつかない、あるいは相談窓口のことを知らない住民に対して、福祉ニーズを身近にキャッチできる人や場の存在が求められています。

(2) 「地域ケア圏域会議、町会・自治会巡り」から見える課題

平成28(2016)年度、「地域ケア圏域会議」と称して、町会役員、民生委員等の地域の方と地域包括支援センター職員、区職員で地域課題について、会議を行いました。また、区内の町会・自治会を回り、聞き取り調査を行いました。これらの会議及び聞き取り調査をもとに、課題を整理しました。

<地域福祉活動の担い手不足>

- 全体を通して担い手不足を感じる。
- 住民の入れ替わりが少ない地域では住民全体が高齢化してきており、地域のキーパーソンが不足している。
- 65歳を過ぎても就労している人が多い昨今、全世代を通じて地域活動の担い手を育成していく必要がある。

<防災準備及び要援護者の把握・対応>

- 災害意識は高まっているものの、防災訓練等行っていない地域もある。
- 高齢化が進んでいるという点で、本来はサポートが必要だが周囲に知られていない人も多いと思われる。
- 坂道や私道が多い地域もあり、災害時の避難方法等不安がある。

<顔の見える関係づくり>

- 非常時等に備えて、日頃から住民同士で顔の見える関係をどう作っていくのかが課題。
- 個人情報保護の観点もあり、地域の中でどこに誰がどのような状況で住んでいるのか、把握したり共有することが困難な場合がある。
- 子どもから高齢者まで、多世代が集える場があるといい。
- 子供会や老人会がない地域もあり、地域でのつながりを作るのが難しい。

<地理的な課題>

- 山坂が多く交通機関もない地域では、移動手段がなく日常生活に不便が生じる。
- 自治会館等ない地域もあり、地域活動の拠点となる場がない。
- 空き家が増えている地域もあり、防犯面、衛生面で課題がある。

4 第4期計画の振り返り

(1) 第4期計画における重点的な取組

① 地域福祉を推進するための人と人とのつながり（ネットワーク）強化

地域福祉活動を行っている団体に活動の場を提供することで、各団体が活動しやすい環境をつくりだすとともに、区民が地域でいきいき暮らせるよう、地域の仲間づくりと活動のきっかけを提供しました。そして、普段からのあいさつや地域活動などの実践をうまく生かして「ひと・もの・場」の結びつきを強めることにより、地域における支え合いの基盤づくりを支援し、地域福祉を支える関係者のネットワークを強化してきました。

少子高齢化・核家族化の進展、ひきこもり、虐待、高齢者の孤立化などの社会問題に対応するため、子どもに関わる機関・ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会といった団体の活動は、ますますその重要性を増しています。第5期においても引き続き地域福祉の課題解決に向けて、いっそう協働で取り組んでいく必要があります。

② 支援を必要とする人を支える相談支援体制と情報提供の充実

気軽に、かつ安心して相談ができること、必要としている情報が得られることが、相談の場に求められている大きな要素となっています。第4期では区民が身近に相談に行ける場を整備するとともに、自ら相談に出向くことのできない人や相談することに消極的な人に対して寄り添い、適切な情報提供のできる体制を整備・強化してきました。

そして、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア連絡会議の実施などに取り組むことにより、要援護者等への支援の充実をはかるとともに、さまざまな媒体を用いた情報発信や専門分野の相談支援体制の充実にも取り組み、区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実を図ってきました。

第5期においても要支援者等へのサポートの充実として、見守りネットワーク事業などに取り組み、引き続き支援を必要とする人を支えます。

③ 地域福祉を推進する人材の育成

地域活動に携わる人の多くが高齢化し、活動を推進する人がなかなか確保できないことは、多くの地域活動団体の悩みとなっています。第4期では幅広く区民が地域活動に参加できるよう、行政・関連機関・団体が連携して、地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みづくりに取り組んできました。

そして、地域人材の発掘と育成などに取り組み、ボランティアの育成や活動の推進を図ってきました。

第5期においても、地域の課題解決につながる人材の育成や、地域人材コーディネーターの活動環境の整備を図るなど、地域福祉活動を担う人材の育成を推進していきます。

(2) 基本方針別の振り返り

●：第4期計画の重点取組・事業

基本目標1 区民が主役の地域活動の充実

基本方針1 区民が主役の地域活動を応援します

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 地域に定着している福祉活動の更なる発展	1 子育てグループへの支援と交流会の実施 2 介護予防グループへの支援 3 わたしの町のすこやか活動への支援 4 麻生市民交流館やまゆりの活用促進
2 区民の健康づくりの推進	5 健康づくりのつどいの実施 6 あさお体験ウォーク事業 7 公園 de 健康づくり事業 37 健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施

- ▼ 区民の主体的な地域福祉活動を広げるための支援が必要。
- ▼ 今後も広く区民に健康づくり・介護予防の普及啓発活動が必要。

基本方針2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 ボランティアの育成の推進	8 ウォーキング普及ボランティア養成講座の実施 9 食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実 10 地域人材の発掘と育成
2 ボランティアの活動の推進	11 麻生区食生活改善推進員連絡協議会への支援 12 あさお運動普及推進員の会への支援 13 地域人材のコーディネーターの育成

- ▼ 高齢化等により地域人材の不足が懸念されるため、担い手の育成を要する。
- ▼ 今後も地域活動の人材の把握のために、社会福祉協議会や関係機関と協力して支援を行うことが必要。
- ▼ 実際に地区活動を行っている食生活改善推進員が固定化されてきている。

基本目標2 「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

基本方針1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	14 麻生区地域自立支援協議会の推進 15 地域包括支援センターの機能強化 16 地域ケア推進会議の実施 17 児童虐待相談支援体制の充実
2 要援護者等への支援の充実	18 こんにちは赤ちゃん訪問 19 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実 20 災害時要援護者に対する制度の普及啓発 21 ひとり暮らし等高齢者見守り事業 22 麻生区高齢者見守りネットワーク事業 23 川崎市地域見守りネットワーク事業 24 認知症高齢者に関する支援

- ▼ 複雑、多様化する地域福祉課題に対して効率的かつ細やかな支援を行うことが必要。
- ▼ 高齢者が安心して生活できる地域づくりのため、見守りネットワーク事業を着実に推進する。
- ▼ 養成した認知症サポーターをどう地域での活動につなげるか、今後検討が必要。

基本方針2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	25 麻生区子ども関連ネットワーク会議による連携 26 民生委員児童委員活動の支援 27 麻生区社会福祉協議会との事業計画及び役割の調整 28 あさお福祉まつりの開催

- ▼ 会議が形骸化しないよう、それぞれの構成メンバーからの積極的な意見交換が行われるよう、会議の運営に工夫が必要。
- ▼ 民生委員児童委員の欠員補充に向けて、麻生区社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員が活動しやすい体制づくりに取り組む。

基本目標3 区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実

基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 窓口機能の円滑な運営	29 保健福祉窓口機能の向上
2 保健・福祉情報の発信と充実	30 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信
3 専門分野の相談支援体制の充実	31 こども相談窓口の充実 32 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実 33 知的障害者・身体障害者の専門相談 34 一般精神保健相談・老人精神保健相談 35 高齢者・障害者（児）虐待相談支援体制の充実 36 成年後見制度への対応の充実 17 児童虐待相談支援体制の充実（再掲）



- ▼ 地域みまもり支援センターの情報発信力と専門的支援機能の充実を図る。
- ▼ こども相談窓口職員のスキルアップを図っていく必要がある。
- ▼ 成年後見制度の周知、普及啓発を行い、事業を着実に推進していく必要がある。

基本方針2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

基本施策	第4期計画（平成26～29年度）の取組
1 専門性・個別性の高い相談・講座等の提供	37 健康づくり、介護予防に関する普及啓発の実施 38 精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発 39 認知症高齢者介護教室の実施 40 介護予防に関する相談の実施 41 2次予防事業対象者把握事業 42 社会復帰相談指導事業



- ▼ 講座やセミナー開催にあたり、情報を届けたい対象をどこに設定するのか、また広報の仕方について検討していく必要がある。
- ▼ 認知症高齢者介護教室を介護者へ広く周知し、個別フォローを行い、介護家族の負担軽減を図ることが必要である。

麻生区の取組

第2章

1 麻生区がめざす地域福祉計画

(1) 計画の理念

心が響きあう福祉のまち麻生

～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

誰もが、住み慣れたまちで、健康で安心して暮らせることを願っています。しかし、日常生活での課題は多様化しています。

麻生区では、都市基盤の整備が進むとともに新たなマンションなどが林立し、さらに転入者が増加しています。また、地域によっては急速な高齢化も見られ、高齢者の支援や見守り体制の強化が求められているところです。

この理念には、誰もが暮らしやすい麻生区とする地域福祉の向上のために、区民のできること、地域団体のできること、区のできることを音楽を奏するように調和し、まちに住む人すべてに響きあうことを願う意味が込められています。

(2) 基本目標

基本目標1 区民が主役の地域づくり

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

区民が必要とする福祉サービスを適切に受けるには、そのための情報が欠かせません。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援の充実を図ります。

基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。まず、区民一人ひとりが、自らの活動により自らの生活や健康を維持し（自助）、区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」仕組みづくりをすすめます。

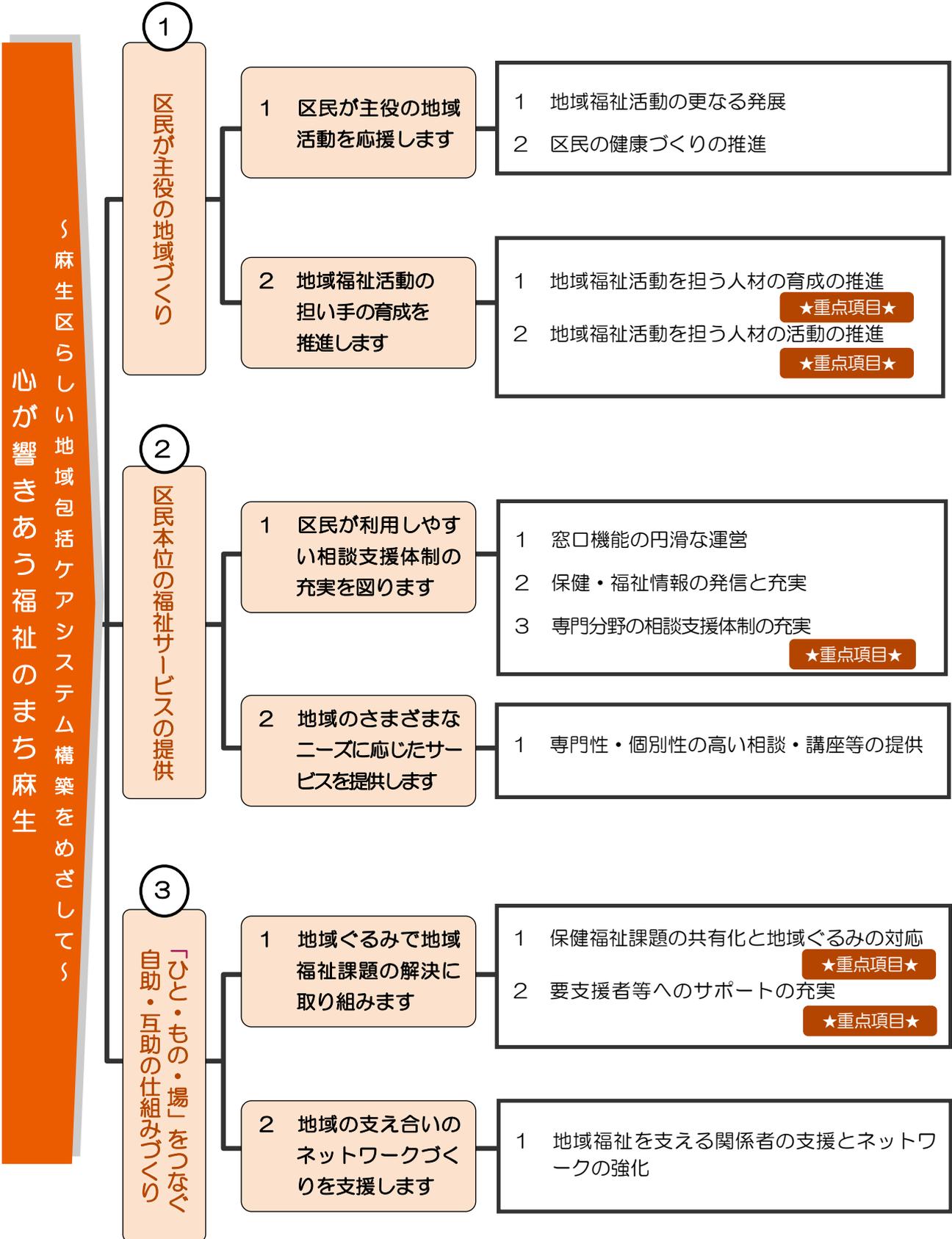
2 計画の体系

●計画の
理念

●基本目標

●基本方針

●基本施策



3 第5期計画における重点項目

「第4回川崎市地域福祉実態調査」等の結果や「地域ケア圏域会議」「町会・自治会巡り」で挙げられた区民の声、第4期計画の振り返りなどを踏まえ、以下を第5期計画における重点項目として推進していきます。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

地域福祉活動の担い手不足は、多くの地域活動団体の悩みとなっています。

幅広く区民が地域福祉活動に参加できるよう、行政・関連機関・団体が連携して、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援します。

- ↓
- 基本方針2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します
- 基本施策1 地域福祉活動を担う人材の育成の推進
- 基本施策2 地域福祉活動を担う人材の活動の推進

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

区民からの相談に対して、適切な案内をすることが、福祉サービスの利用において求められています。専門性の高い相談に対して、適切な制度の紹介や個別の支援を行い、適切な情報提供のできる体制を整備・強化していきます。

- ↓
- 基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります
- 基本施策3 専門分野の相談支援体制の充実

基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

核家族化や少子高齢化が進み、また、防犯・防災に対する意識が高まる中、身近な人同士のつながり・助け合いの必要性を感じている区民は増えています。「ひと・もの・場」の結びつきを強めることにより、地域における支え合いの基盤づくりを支援していきます。

- ↓
- 基本方針1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます
- 基本施策1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応
- 基本施策2 要支援者等へのサポートの充実

4 事業体系一覧

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組名	掲載ページ	
心が響きあう福祉のまち麻生 〜麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして〜	1 区民が主役の地域づくり	1 区民が主役の地域活動を応援します。	1 地域福祉活動の更なる発展	1 子育てグループへの支援と交流会の実施	62	
				2 介護予防グループへの支援	62	
				3 麻生市民交流館やまゆりの活用促進	62	
				4 地域交流会の促進	63	
				5 地域マネジメントの推進	63	
		2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します。	1 地域福祉活動を担う人材の育成の推進 ★重点項目★	2 区民の健康づくりの推進	6 小地域での健康づくりの推進	63
					7 公園 de 健康づくり事業	63
					8 健康づくり、介護予防に関する普及啓発（講演会等）の実施	63
					9 食生活改善推進員の育成	64
					10 地域人材の発掘と育成	64
					11 地域課題解決につなげる地或人材の育成	65
					12 すくすく子育てボランティア事業	65
					13 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援	65
					14 あさお運動普及推進員の会への支援	65
					15 学生ボランティアの活動促進	65
	2 区民本位の福祉サービスの提供	1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります。	2 地域福祉活動を担う人材の活動の推進 ★重点項目★	16 保健福祉窓口機能の向上	66	
				17 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	66	
				18 子育て情報の発信	66	
				19 こども相談窓口の充実	67	
				20 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実	67	
				21 知的障害者・身体障害者・精神障害者の専門相談	67	
				22 一般精神保健相談・老人精神保健相談	67	
				23 高齢者・障害者（児）虐待相談支援体制の充実	67	
				24 成年後見制度への対応の充実	68	
				25 感染症患者等の支援体制の充実	68	
		2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します。	1 専門性・個別性の高い相談・講座等の提供	3 専門分野の相談支援体制の充実 ★重点項目★	26 精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発	69
					27 認知症高齢者介護教室の実施	69
					28 介護予防に関する相談の実施	69
					29 社会復帰相談指導事業	69
					30 感染症・食中毒予防の普及啓発の実施	70
					31 子育て支援事業（父親向け育児講座、親と子の遊びタイム）の実施	70
					32 就学前児童交流会 GO・GOキッズ〜もうすぐいちねんせい〜の実施	70

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組名	掲載ページ
麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして 心が響きあう福祉のまち麻生	3	「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり 1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます。 2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します。	1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応 ★重点項目★	33 麻生区地域自立支援協議会の推進	71
				34 地域包括支援センターの機能強化	72
				35 地域ケア推進会議の実施	72
				36 児童虐待相談支援体制の充実	72
				37 こんにちは赤ちゃん訪問	72
				38 認知症にやさしいまちづくりの推進	73
				39 子育てフェスタの開催	73
				40 社会福祉法人等の地域公益活動の推進	73
				41 災害対応力の強化支援	73
				42 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実	74
			43 災害時要援護者に対する制度の普及啓発	74	
			2 要支援者等へのサポートの充実 ★重点項目★	44 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	74
				45 麻生区高齢者見守りネットワーク事業	74
				46 川崎市地域見守りネットワーク事業	74
				47 麻生区こども関連ネットワーク会議による連携	76
48 民生委員児童委員活動の支援	76				
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	49 麻生区社会福祉協議会との事業計画及び役割の調整	77			
	50 あさお福祉まつりの開催	77			
	51 在宅医療に関する普及啓発の実施	77			

※「基本施策」欄にある **★重点項目★** マークは、第5期あさお福祉計画における重点項目と連動している施策を指します。

※「具体的な取組」は、各分野を網羅的に位置付けることを前提に、各取組における事業規模や対象者数などの差を重視していません。

※「具体的な取組」に網掛け が付いているものは、第4期から第5期にかけて新たに計画内に位置付けたもの、もともと取り組んでいた取組のうち拡充したものを示しています。

5 具体的な取組

【表の見方】

※「連携する団体等」欄には、取組に深く関わる団体等を、以下の中から数字の若い順に掲載しています。

- ①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター
⑤その他

※「関連する部署」欄には、区役所内において、個々の取組を主管する部署又は関連する所管部署を掲載しています。

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1 区民が主役の地域活動を応援します

区民や地域団体による主体的な地域のつながりづくりを進めるために、活動参加の場づくりや交流の機会の提供、運営に関する支援を行います。また、地域づくりに関する情報の共有も図ります。

基本施策	施策の方向性
1 地域福祉活動の更なる発展	区民の自主的な地域活動に対する支援や情報提供を積極的に行います。また、多様な主体と連携することで、自助・互助の仕組みづくりを進めます。

■具体的な取組

1 子育てグループへの支援と交流会の実施			
子育てグループ等の情報を収集し、子育て中の区民へ情報提供します。また、麻生区社会福祉協議会において子育て関連グループ交流会を実施し、グループ同士の交流を深めていきます。			
連携する団体	②区社会福祉協議会 ⑤その他 (ボランティア、子どもに関わる機関・団体など)	関連する部署	地域ケア推進担当 地域支援担当 保育所等・地域連携担当
2 介護予防グループへの支援			
地域で自主的に介護予防活動を行っているグループに対して、介護予防に関する知識向上のための支援を行い、グループの自主性・継続性を助長します。			
連携する団体	⑤その他 (ボランティア)	関連する部署	地域支援担当 高齢・障害課
3 麻生市民交流館やまゆりの活用促進			
市民が主体的に運営に参画する麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動の区の拠点とし、地域福祉活動の場として有効に活用します。			
連携する団体	⑤その他 (団体、ボランティア)	関連する部署	地域振興課

4 地域交流会の促進			
地域の交流・仲間づくりを目的とした会（多世代交流、カフェ、サロン等）について、立ち上げから運営、活動全般に対して情報提供等支援します。食品を提供する際は、食品衛生に係る指導・助言します。			
連携する 団体	④地域包括支援センター ⑤その他 (団体、ボランティア)	関連する 部署	地域支援担当 衛生課

5 地域マネジメントの推進			
地域づくりを推進するため、多様な主体と連携し、地域包括ケアシステム推進会議を開催し自助・互助の仕組みづくりを進めます。また、地域の情報をまとめた「地区カルテ」を随時更新し、地域づくりに関する情報の共有を図ります。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他（団体等）	関連する 部署	地域支援担当 地域ケア推進担当

基本施策	施策の方向性
2 区民の健康づくりの推進	健康づくりに取り組んでいる区民や団体とともに、身近な場で健康づくりに関わる各種事業を行い、多くの区民の健康づくりを支援します。

■具体的な取組

6 小地域での健康づくりの推進			
地域に出向き、区民や地域活動グループの状況を把握し、各地域の特性に合った健康づくりに関する情報を提供することで、より有効な普及啓発を行い、健康づくりを推進します。			
連携する 団体	⑤その他（ボランティアなど）	関連する 部署	地域支援担当

7 公園de健康づくり事業			
身近な公園を利用して、定期的にストレッチ体操やウォーキングを実施し、生活習慣病や介護の予防を図ります。			
連携する 団体	⑤その他 (あさお運動普及推進員の会、公園ウォーク推進委員会など)	関連する 部署	地域支援担当

8 健康づくり、介護予防に関する普及啓発（講演会等）の実施			
健康づくりや介護予防に関する講話・実技指導を受ける機会を設けるとともに、健康情報についても随時提供していきます。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他（医師会）	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課

基本方針2 地域福祉活動の担い手の育成を推進します

区民による地域福祉活動がより活発に展開され、地域の「自助」「互助」の土壌が醸成されるよう、人材の育成や活動への支援を行います。

基本施策	施策の方向性
1 地域福祉活動を担う人材の育成の推進	地域福祉活動を担う人材を育成することにより、区民が主体的に、身近なところで地域福祉の活動を担う土壌を育てます。

■具体的な取組

9 食生活改善推進員の育成			
食生活改善推進員養成教室の開催や学習会を行うことにより、食生活を通して地域の健康づくりを推進する人材を育成します。			
連携する 団体	⑤その他（食生活改善推進員）	関連する 部署	地域支援担当

10 地域人材の発掘と育成			
認知症サポーター養成講座、識字ボランティア研修、保育ボランティア研修、生涯学習相談員養成講座を実施します。また、地域人材を市民活動等につなげる取組として、関係各課、関係機関との協議を基に、現在運用中の「麻生区市民活動団体検索システム」のデータベースを活用しながら、将来的に設置を予定している「地域人材コーディネーター」の活動環境の整備を図ります。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ⑤その他 （団体、ボランティア）	関連する 部署	地域支援担当 生涯学習支援課

♪ 認知症を学び地域で支えよう ♪

【認知症サポーター養成講座】

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。麻生区では平成28（2016）年度末までに、4,666人のサポーターが誕生しました。平成29（2017）年度も、区役所で●月に●回講座を開催し、合計●名の方が受講されたほか、地域包括支援センターも地域の中で講座を開催しています。

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、まずは学んで、日常の暮らしの中でできることから始めましょう。

写 真

11 地域課題解決につなげる地域人材の育成			
区民が主体となり「地域づくり」や「地域課題解決」ができるよう、ワークショップ等を実施し地域活動の担い手を育成します。			
連携する 団体	①町会・自治会 ⑤その他 (団体、ボランティアなど)	関連する 部署	地域ケア推進担当 地域支援担当

12 すくすく子育てボランティア事業			
乳幼児健康診査や育児相談において、子どもが安全に、また保護者が安心して参加できるよう、子どもの保育や見守りをするボランティアを育成します。			
連携する 団体	⑤その他 (ボランティア)	関連する 部署	地域支援担当

基本施策	施策の方向性
2 地域福祉活動を担う人材の活動の推進	地域福祉活動を担う人材が、実際に力を発揮できる環境づくりを支援します。

■具体的な取組

13 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援			
地域の健康づくりボランティアとしての食生活改善推進員の活動や、配食、会食ボランティアの活動が、より効果的に行えるよう食品衛生や栄養面の情報を提供したり、学習会や打ち合わせ会等支援します。			
連携する 団体	⑤その他 (食生活改善推進員、団体、ボランティア)	関連する 部署	地域支援担当 衛生課

14 あさお運動普及推進員の会への支援			
地域での活動がより効果的に行えるよう、学習会や打ち合わせ会等に保健福祉センターの専門職が支援を行います。			
連携する 団体	⑤その他 (運動普及推進員)	関連する 部署	地域支援担当

15 学生ボランティアの活動促進			
麻生区近隣大学の学生を対象に、大学の専門性を活かしたボランティアとして地域活動へ参加することを促進し、地域福祉活動の担い手の育成を推進します。			
連携する 団体	⑤その他 (ボランティア)	関連する 部署	地域ケア推進担当 地域支援担当

基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります

区民からの相談に対して、窓口での対応や情報の提供、庁内他部署との連携、保健福祉に関する情報発信等、誰もが利用しやすい相談支援体制を整備します。

基本施策	施策の方向性
1 窓口機能の円滑な運営	区民からの様々な相談に対して、ニーズに合わせた適切な案内を行い、庁内の複数部署が情報共有と連携を図り、総合的な支援を行います。

■具体的な取組

16 保健福祉窓口機能の向上			
ていねいな対応と幅広い業務知識で来所者を的確な窓口案内に案内できるよう、スキルの向上に努めます。また、案内先への移動を容易にする環境の整備を進め、各課窓口から専門相談担当や他部署へのスムーズな連携を図ります。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター	関連する 部署	全課

基本施策	施策の方向性
2 保健・福祉情報の発信と充実	健康や福祉に関する情報を、わかりやすく手に入れやすい方法により提供します。

■具体的な取組

17 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信			
各所管部署からの保健福祉に関する様々な情報（高齢者、障害者、子ども、子育て関連等）を提供します。また、情報発信する際には、事業に応じ様々な媒体を活用し、幅広く周知します。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター	関連する 部署	全課

18 子育て情報の発信			
子ども、子育てに関連する様々な情報について、ホームページや子育てアプリを活用したり、冊子を発行して区役所や区内企業にある情報コーナーに掲示することで、幅広く子育て情報を共有できる環境・体制を作ります。また、イベントを開催するなど、様々な手段で子育て情報を発信します。			
連携する 団体	⑤その他 (事業者、子どもに関わる機関・団体)	関連する 部署	地域ケア推進担当 保育所等・地域連携 衛生課 児童家庭課

基本施策	施策の方向性
3 専門分野の相談支援体制の充実	専門性の高い相談に対して、適切な制度の紹介や個別の支援を行います。また、関係機関との連携や情報の共有による多面的な支援体制を充実させます。

■具体的な取組

19 こども相談窓口の充実			
地域のすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、虐待、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、子ども教育相談員、家庭相談員等が、関係機関と連携を取りながら支援します。			
連携する 団体	⑤その他 (保育園、学校、児童相談所など)	関連する 部署	地域支援担当

20 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実			
発達の遅れが疑われたり、親子関係がうまく結べない児童や家庭に対して、専門職が対応する相談や関わり方を学ぶ教室を実施します。			
連携する 団体	⑤その他 (地域療育センター、保育園、学校、児童相談所)	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課

21 知的障害者・身体障害者・精神障害者の専門相談			
専門機関、相談支援センターと連携して、障害者とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、面談やケースカンファレンスを通して支援します。			
連携する 団体	⑤その他(百合丘障害者センター、相談支援センター、自立支援協議会など)	関連する 部署	高齢・障害課

22 一般精神保健相談・老人精神保健相談			
心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。			
連携する 団体	④地域包括支援センター ⑤その他 (百合丘障害者センター、医療機関など)	関連する 部署	高齢・障害課

23 高齢者・障害者(児)虐待相談支援体制の充実			
地域包括支援センターや基幹相談支援センター、関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。また、虐待傾向の分析、関係機関向けの勉強会の実施や普及啓発等、虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行います。			
連携する 団体	④地域包括支援センター ⑤その他(基幹相談支援センターなど)	関連する 部署	高齢・障害課

24 成年後見制度への対応の充実			
地域包括支援センターや関係機関と連携し、制度の普及・啓発、利用支援を行います。また、親族による申立が困難な方について市長申立を行うなど、認知症高齢者や障害者（児）が安心して生活していくための支援体制を構築します。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター	関連する 部署	高齢・障害課

25 感染症患者等の支援体制の充実			
感染症患者及びその家族が地域での療養や療養後の健康管理に際して、地域で生活がしやすいよう、個別に適切な支援体制を検討し推進します。			
連携する 団体	④地域包括支援センター ⑤その他 (医療機関)	関連する 部署	衛生課 地域支援担当

基本方針2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

区民の様々なニーズに対応できるよう、専門性、個別性の高いサービスを提供します。

基本施策	施策の方向性
1 専門性・個別性の高い相談・講座等の提供	年齢や支援ニーズに合わせた相談事業や、知識の普及を目的とした各種講座の開催を、関係団体との協働により実施します。

■具体的な取組

26 精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発			
精神保健福祉に関する情報を発信し、適切に相談につながるよう普及啓発します。また、家族の理解を深めるための精神保健講座の開催や、家族会運営の支援、制度利用の相談支援を行います。			
連携する 団体	⑤その他 (百合丘障害者センター、医療機関、団体など)	関連する 部署	高齢・障害課

27 認知症高齢者介護教室の実施			
介護者が疾病を理解し、対象者に合った対応ができるよう支援するとともに、介護者同士での交流により精神的負担感の軽減を図ります。また、関係機関での連携により、地域での支え合いをめざします。			
連携する 団体	①町会・自治会 ④地域包括支援センター ⑤その他 (医療機関、ボランティアなど)	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課

28 介護予防に関する相談の実施			
地域での活動や区民の身近なところで、介護予防に関する相談に応じ、それぞれの状況に合った情報を提供します。			
連携する 団体	④地域包括支援センター ⑤その他 (ボランティアなど)	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課

29 社会復帰相談指導事業			
精神障害者を対象とした集団活動を通して、各々の課題に寄り添った支援を行い、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ります。			
連携する 団体	⑤その他 (医療機関、ボランティアなど)	関連する 部署	高齢・障害課

30 感染症・食中毒予防の普及啓発の実施			
インフルエンザ、感染性胃腸炎及び食中毒等の健康被害に係る予防対策の普及啓発を行います。高齢者福祉施設、保育所等社会福祉施設への集団発生予防対策を周知し、講習を実施します。また、LGBT 等性の多様性についての普及啓発や学校等での HIV 等性感染症講習会を行います。			
連携する 団体	⑤その他 (医療機関、保育園、学校など)	関連する 部署	衛生課 地域支援担当

31 子育て支援事業（父親向け育児講座、親と子の遊びタイム）の実施			
育児講座や遊びの会の中で、子育てのヒントを提供したり、親子のふれあいを促進する遊び等を紹介するとともに、子育て家庭同士の交流を促進し、地域の育児力を高めます。			
連携する 団体	⑤その他 (事業者、保育園など)	関連する 部署	保育所等・地域連携

32 就学前児童交流会 GO・GOキッズ～もうすぐいちねんせい～の実施			
区内在住の翌年度小学校に入学予定の子どもと親を対象に、交流会を実施することで、子育て家庭同士の交流を促進し、入学前の不安解消に繋がります。			
連携する 団体	⑤その他 (学校)	関連する 部署	保育所等・地域連携

♪ 親と子の遊びタイムをご紹介します ♪

【子育て支援事業】

麻生区役所と(株)イオン新百合ヶ丘店とが連携した、麻生区で子育てをする親と子を対象としたイベントです。親子で楽しく遊んだり、子育てについて学んだりするとともに、仲間づくりの場となっています。

麻生区内の保育園保育士による子育て情報案内や、栄養士のミニ栄養相談も行っています。



基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

基本方針1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます

地域福祉活動を行う関係団体の専門性や得意な分野を生かして、地域福祉を多面的に推進するための連携や場づくりを行うことにより、自助・互助の仕組みをつくりま

基本施策	施策の方向性
1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	地域住民や関係機関等と連携しながらネットワークづくりを推進するとともに、地域での福祉活動が行われる「場」を活かせるような支援を行います。

■具体的な取組

33 麻生区地域自立支援協議会の推進			
麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。			
連携する団体	⑤その他 (あさお基幹相談支援センター)	関連する部署	高齢・障害課

♪ 麻生区地域自立支援協議会 ♪

麻生区地域自立支援協議会は、障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして、地域のさまざまな立場の市民が集まって話し合う会議です。平成26年度に各区と市で設置しました。障害者相談支援センターと保健福祉センターで運営を行い、個別の支援会議から抽出された課題の共有化と解決に向けて、さまざまなイベントを行っています。



【麻生区地域自立支援協議会参加機関】

麻生区地域自立支援協議会の

支援団体の当事者（4名）	あさお基幹相談支援センター	地域相談支援センター
地域相談支援センターひまわり	地域相談支援センターそれいゆ	百合丘地域生活支援センターゆりあす
百合丘障害者センター	川崎市北部地域療育センター	県立麻生養護学校
麻生区社会福祉協議会	ひびき工房	日だまり工房
NPO 法人 わになろう会・麻生	柿生学園	百合丘日中活動センター
百合丘就労援助センター	アルデンテ	しらかし園
ゆりの木	ソレイユ川崎	tomorrow
ウイングあさお	KIDS ゆらりん	TODAY is New Life
相談支援みち	北部リハビリテーションセンター百合丘	障害者センター在宅支援室
麻生区役所保健福祉センター地域支援担当	麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課	

34 地域包括支援センターの機能強化			
運営協議会の開催により、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保についての審議や、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。また、区内7カ所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。			
連携する 団体	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (医師会、弁護士会、社会福祉士会、老人クラブ、介護サービス事業者など)	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課
35 地域ケア推進会議の実施			
各地域包括支援センターで抽出された地域の課題について、多職種、多機関で検討しながら、地域支援ネットワークの構築を推進します。また、抽出した課題を政策形成に繋げる方法や、成果を地域にフィードバックしていく方策も検討します。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (介護サービス事業者など)	関連する 部署	地域ケア推進担当 地域支援担当
36 児童虐待相談支援体制の充実			
子どもの虐待の早期発見や適切な保護のために、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切に対応していく体制を整えて、連携を強めます。			
連携する 団体	③民生委員児童委員 ⑤その他 (保育園、学校、児童相談所)	関連する 部署	地域支援担当
37 こんにちは赤ちゃん訪問			
赤ちゃんの誕生を祝い、子育て支援の情報を届ける訪問活動を、地域と行政が協働して進めることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにします。訪問活動に携わる訪問員は、地域から募集し養成します。			
連携する 団体	③民生委員児童委員 ⑤その他 (こんにちは赤ちゃん訪問員)	関連する 部署	地域支援担当

38 認知症にやさしいまちづくりの推進			
認知症への理解を促進し、軽度認知障害者や認知症高齢者、家族を地域で支え合う仕組みづくりを推進します。また、認知症ケアを効果的に推進するため、多様な主体を構成員とした認知症ケア推進会議を開催し、情報を提供し共有します。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (団体、ボランティアなど)	関連する 部署	地域支援担当 高齢・障害課

39 子育てフェスタの開催			
子育て関連施設や地域の団体等が催しを行うことで、子育て世代に地域の団体やその活動等情報を提供するとともに、地域の団体とのつながりや子育て中の親同士の交流の機会をつくります。			
連携する 団体	③民生委員児童委員 ⑤その他 (子どもに関わる機関・団体、ボランティアなど)	関連する 部署	企画課、生涯学習支援課 地域ケア推進担当 地域支援担当 保育所等・地域連携

40 社会福祉法人等の地域公益活動の推進			
社会福祉法人等と連携し、様々な地域資源を活用することで地域の課題を解決したり、地域公益活動を推進します。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他 (事業者、ボランティアなど)	関連する 部署	地域ケア推進担当 地域支援担当

41 災害対応力の強化支援			
地域の災害対応力の強化を図るために、自主防災組織の活動支援や、避難施設の状況把握・運営支援等を行います。また、区民の防災への認識を深めるために情報を提供し、普及啓発します。			
連携する 団体	①町会・自治会 ④地域包括支援センター ⑤その他 (自主防災組織など)	関連する 部署	危機管理担当 高齢・障害課 地域支援担当

基本施策	施策の方向性
2 要支援者等へのサポートの充実	ひとり暮らし高齢者や介護者等、支援を必要とする人を支える仕組みを整備します。また、災害発生時等、支援を必要としている区民に対する備えを進めます。

■具体的な取組

42 麻生区徘徊高齢者SOSネットワーク（あさおSOSネットワーク）の充実

徘徊することにより生命に危険が及ぶ可能性のある高齢者を早期に発見できるよう、関係機関・近隣自治体と協力しながら、高齢者の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録の促進を図ります。

連携する 団体	②区社会福祉協議会 ④地域包括支援センター ⑤その他 (麻生警察署など)	関連する 部署	高齢・障害課
------------	---	------------	--------

43 災害時要援護者に対する制度の普及啓発

災害時要援護者避難支援制度をより多くの区民に周知できるよう、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら普及啓発を行います。

連携する 団体	①町会・自治会 ③民生委員児童委員 ⑤その他 (自主防災組織など)	関連する 部署	危機管理担当 高齢・障害課
------------	--	------------	------------------

44 ひとり暮らし等高齢者見守り事業

ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。民生委員児童委員の協力により、生活実態の把握と事業対象者の選定を行うための実態調査及び訪問による見守りを実施します。

連携する 団体	③民生委員児童委員	関連する 部署	高齢・障害課 地域支援担当
------------	-----------	------------	------------------

45 麻生区高齢者見守りネットワーク事業

地域に密着し、高齢者と接することの多い事業者と連携することにより、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりをめざします。また、協力事業者及び関係機関による情報交換会を開催し、連携の強化を図ります。

連携する 団体	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (事業者、麻生警察署など)	関連する 部署	高齢・障害課 地域支援担当
------------	---	------------	------------------

46 川崎市地域見守りネットワーク事業

要援護者等の早期発見を目的に、地域の民間事業者と川崎市で協定を結び、見守り事業を展開しています。

連携する 団体	③民生委員児童委員 ④地域包括支援センター ⑤その他 (事業者、麻生警察署など)	関連する 部署	地域ケア推進担当
------------	---	------------	----------

♪ 大学と連携した取組を行っています ♪

【麻生区子ども関連大学連携事業】

麻生区では、「麻生区・6大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、麻生区近隣の大学の専門性を活かし、子ども・子育て支援に関する楽しいイベントを毎年行っています。

和光大学

夏休みファミリー体験学習
in 鶴見川



日本映画大学

こども映画大学



明治大学

アグリ・エコファーム体験
in 明大黒川農場



田園調布学園大学

あそぼう！
けるける田園チャイルド・キッズアート



昭和音楽大学

交流コンサート・子どもと一緒にコンサート



玉川大学

親子で体験アドベンチャー
in 玉川大学 TAP センター・赤ちゃん学講座



基本方針2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

関係団体のネットワークを整備することによって、区民と区が協働で地域福祉活動を推進する体制をつくり、地域で安心して暮らせる環境の整備を支援します。

基本施策	施策の方向性
1 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	地域福祉活動に携わる人の連携を図るために、関係団体のネットワークを整備し、地域福祉活動を進める基盤をつくります。

■具体的な取組

47 麻生区こども関連ネットワーク会議による連携			
子どもに関わる機関・ボランティア団体などで子ども・子育ての現状や課題を共有し、相互で連携を取りながら、課題解決に向けて全体で、又はそれぞれの立場でできることに取り組みます。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ⑤その他 (子どもに関わる機関・団体など)	関連する 部署	地域ケア推進担当

48 民生委員児童委員活動の支援			
区内6地区にある民生委員・児童委員協議会の運営と地域活動等を支援します。麻生区民生委員・児童委員協議会事務局である麻生区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい体制づくりに取り組みます。			
連携する 団体	①町会・自治会 ②区社会福祉協議会 ③民生委員児童委員	関連する 部署	地域ケア推進担当

49 麻生区社会福祉協議会との事業計画及び役割の調整			
麻生区社会福祉協議会の地域福祉活動計画と行政の地域福祉計画の連動により、個々の取組が、区民にとっても参加・利用しやすいものとして進められるよう、協議・連携体制を継続していきます。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会	関連する 部署	地域ケア推進担当
50 あさお福祉まつりの開催			
区内福祉団体・ボランティア・福祉施設等の活動紹介、作業所等製品の展示・販売、各種福祉体験の場の設定などを通じて、区民の地域福祉についての理解と関心を深めます。			
連携する 団体	②区社会福祉協議会 ⑤その他 (福祉団体、ボランティアなど)	関連する 部署	地域ケア推進担当
51 在宅医療に関する普及啓発の実施			
在宅医療に関する講演会等を開催し普及啓発します。また、在宅療養推進協議会と連携することで在宅療養環境を整備し、医療に関する自助・互助の仕組みづくりを促進します。			
連携する 団体	⑤その他 (医師会など)	関連する 部署	地域ケア推進担当 地域支援担当

♪ 麻生区社会福祉協議会の活動をご紹介します ♪

【社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会とは】

麻生区社会福祉協議会は、地域福祉を進める中核的団体として、国の「社会福祉法」（109条、110条、111条）に規定される区内の「地域福祉」を推進して行くことを目的とした民間の福祉団体です。

地域住民をはじめ、民生委員児童委員などの社会福祉関係者、福祉施設・団体、行政機関、ボランティアグループなどの参加・協力を得て、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

福祉のボランティア活動の振興や在宅福祉サービス事業、広報啓発事業、子育て支援事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、移送サービス事業、地区社会福祉協議会の支援、共同募金運動の推進、老人いこいの家及び老人福祉センターの管理運営などを行っています。



【ボランティア活動振興の取組】



地域の福祉活動の担い手を養成し、地域の中にボランティア活動が根付いて行くように、ボランティア養成講座やボランティア体験、交流会を開催するとともに、ボランティア活動に関する相談に応じ、ボランティアの活動希望者とボランティア依頼者のニーズの調整・マッチングを行っています。また、災害発生時のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの取組について検討を行っています。

また、小中学校等における福祉教育の支援や福祉教育に関する学校教員と地域の方々並びに福祉関係者との懇談会を通じて、次世代を担う子どもたちの共生意識の醸成にも取り組んでいます。

そのほか、地域のグループが取り組む高齢者の方を対象とした会食会やサロン活動、配食活動などの地域福祉活動の支援を行っています。

【在宅福祉を考える取組】

地域が抱える生活課題に対して、地域住民自らの取組を支援するために「地域でともに生きるを考える懇談会」、「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」を開催し、日頃からの地域づくりの大切さや誰もが地域社会の一員であることの理解を深め地域に広げることができるように取り組んでいます。

地域のつながりを深め、お互いに顔の見える関係を築き、支え合い助け合うことができる地域力の向上を目指しています。



【子育て支援の取組】

地域の中で子育てを支え合い、誰もが安心して子育てができる環境づくりを目的に、子育て中の家庭を支援するため、親を対象とした子育てに関する講座（ペアレントトレーニングや子育てに関する講演会）やペアレントトレーニングの参加者交流会を開催するとともに、区内の子育てグループと関係機関等の交流会を開催するなど、グループ間の交流やネットワークづくりを進めています。



【広報啓発の取組】

区民への福祉啓発を目的に、麻生区社会福祉大会の開催や親子で福祉を学ぶ親子福祉探検隊の開催、広報紙「ほほえみ」の発行、福祉啓発映画の上映などを行っています。また、社会福祉協議会の認知度向上を目的として、認知度調査等の実施をしています。



その他、地域福祉の推進のために、麻生区役所をはじめとする行政機関や関係団体と連携を図り、地域福祉の課題解決に向けて、取組を進めています。

【麻生区地域福祉活動計画（あさお「ひと・ひと」福祉プランとは）】

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民や地域福祉を進める関係者、関係団体・施設・機関、行政と連携し、「福祉のまちづくり」を推進するための方向性や取組を示した計画です。麻生区地域福祉計画（あさお福祉計画）との連携を意識して、現在は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度を計画期間とした第3期麻生地域福祉活動計画（あさお「ひと・ひと」福祉プラン）を策定しています。平成32（2020）年度以降は、区計画との連携をより強化し、事業を推進していきます。

現在の第3期計画は、「みんなでささえあう、暮らしやすいまちづくり」を目標として、下記の通り3つの柱、11の大項目、31の取組項目を定めました。

第3期麻生区地域福祉活動計画 第3期あさお「ひと・ひと」福祉プラン
「目標」「3つの柱」「11の大項目」「31の取組の項目」

目標	3つの柱	11の大項目	31の取組の項目（「計画シート」）
みんなでささえあう、暮らしやすいまちづくり	I 知り合う！ 福祉への理解普及と情報提供	①身近な「福祉」を目指して ★重点項目★ 「福祉」のニーズの把握や理解普及・啓発事業、社会福祉協議会の周知の強化	1 あさお福祉まつり 2 麻生区社会福祉大会 3 啓発事業（広報啓発部会の取組を含む） 4 福祉教育の推進
		②「福祉」の情報を効果的に伝えていくために ★重点項目★ 「福祉」に関する情報収集・提供の充実、社会福祉協議会の効果的な広報の充実 区行政計画の重点項目： 保健・福祉情報の発信と充実	5 広報紙「ほほえみ」（広報啓発部会の取組を含む） 6 ホームページ（広報啓発部会の取組を含む） 7 各事業の情報紙の発行 8 パンフレットの作成・配布
	II ふれあう！ 地域交流活動の推進	③高齢者のいきがいづくりの推進 「老人福祉センター」「老人いこいの家」の充実	9 老人福祉センターの運営 10 老人いこいの家の運営
		④広げよう！地域活動・ボランティア活動 ★重点項目★ ボランティアに関する取組の充実 区行政計画の重点項目： ボランティアの育成の推進 ボランティアの活動の推進	11 講座等の開催（各部会の取組を含む）（ボランティア活動者〈地域の福祉活動者〉の養成） 12 ボランティアに関する相談・調整、ボランティア・コーディネーターの養成 13 活動の支援（ボランティアグループ等活動助成）
		⑤近所の中で、気軽に「ふれあえる」関係づくりを目指して ★重点項目★ 地区社協等の地域活動への支援と交流の場づくり等地域ネットワーク活動の推進 区行政計画の重点項目： 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化 要援護者等への支援の充実	14 地区社会福祉協議会への支援（①地区社協を中心とした地域住民主体の福祉活動の促進、②地域包括ケアを意識した地域の繋がりによる見守り・助け合い活動の促進） 15 高齢者ふれあい活動支援事業 16 地域力の向上に向けた取組と災害時に備えた取組（在宅福祉サービス部会の取組を含む） 17 麻生区民生委員児童委員協議会への支援

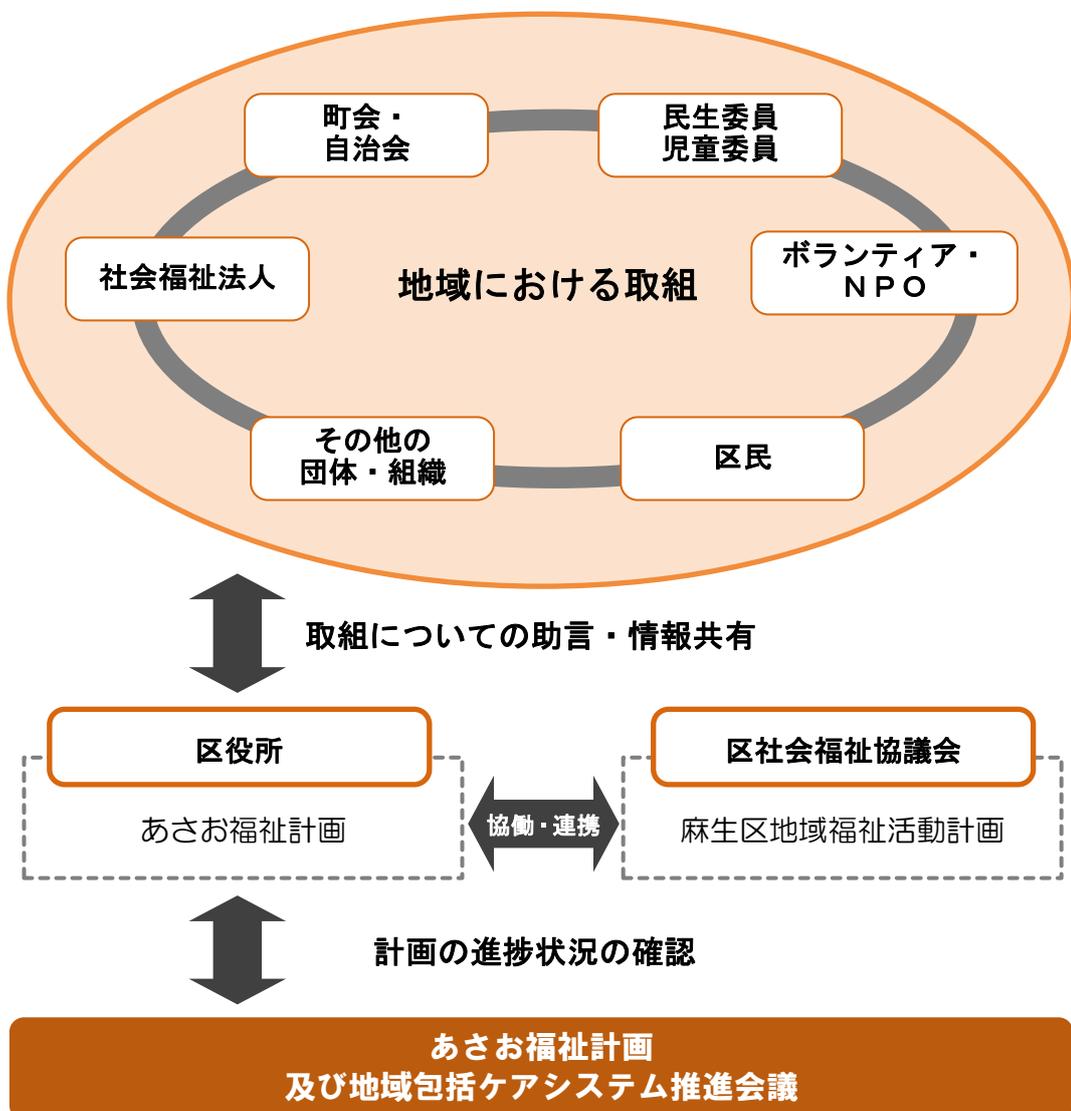
目標	3つの柱	11の大項目	31の取組の項目（「計画シート」）
みんなの力をあわせて、暮らしをよりよくする	Ⅲ ささえあう！ 相談体制の整備と 生活支援サービスの 充実	⑥「人」と「地域」をつなげ る支援体制を目指して ★重点項目★ 支援を必要としている方への総合的な 相談支援 区行政計画の重点項目： 専門分野の相談支援体制の充実	12 ボランティアに関する相談・ 調整、ボランティア・コーディネーターの養成※（再掲） 18 総合相談機能の強化（①区社協 の各部署間の連携強化、②生活 困窮者自立支援制度等を意識し た関係機関との連携強化 区 役所、地域包括支援センター、 障害者相談支援センター、ハロ ーワーク、川崎市生活自立・仕 事相談センター「だいJOBセン ター」、その他相談機関等との 連携）
		⑦高齢者支援の充実 高齢者支援を目的とした事業・活動の充実	19 移送サービス事業 20 日常生活自立支援事業（あんし んセンター） 21 訪問介護支援事業（市社協経営） との連携 22 年末たすけあい配分事業
		⑧障害児・者支援の充実 障害児・者支援を目的とした事業・活動の 充実	19 移送サービス事業※（再掲） 20 日常生活自立支援事業（あんし んセンター）※（再掲） 21 訪問介護支援事業（市社協経営） との連携※（再掲） 22 年末たすけあい配分事業※（再 掲） 23 あさおオモチャとしゃかん
		⑨子育て支援の充実 子育て支援を目的とした事業・活動の充実	23 あさおオモチャとしゃかん※ （再掲） 24 子育て支援事業（子育て支援部 会の取組を含む）
		⑩生活困窮者に向けた取組の充実 自立を目指した世帯への支援	25 生活福祉資金貸付事業（生活困 窮者自立支援制度等を意識した 関係機関との連携強化：区役所、 地域包括支援センター、障害者 相談支援センター、ハローワーク、川崎市生活自立・仕事相談 センター「だいJOBセンター」、 その他相談機関等との連携）
		⑪事業・活動を実施していくための財源 確保・法人運営 財源確保の取組と法人運営	26 共同募金運動 27 賛助会員募集 28 高齢者フリーパスの販売 29 地域福祉活動計画推進事業 30 区社協役員研修 31 財源確保の取組と法人運営

6 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど、様々な分野に関連していることから、庁内の関連部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。また、区社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、総合的な取組を図っていきます。

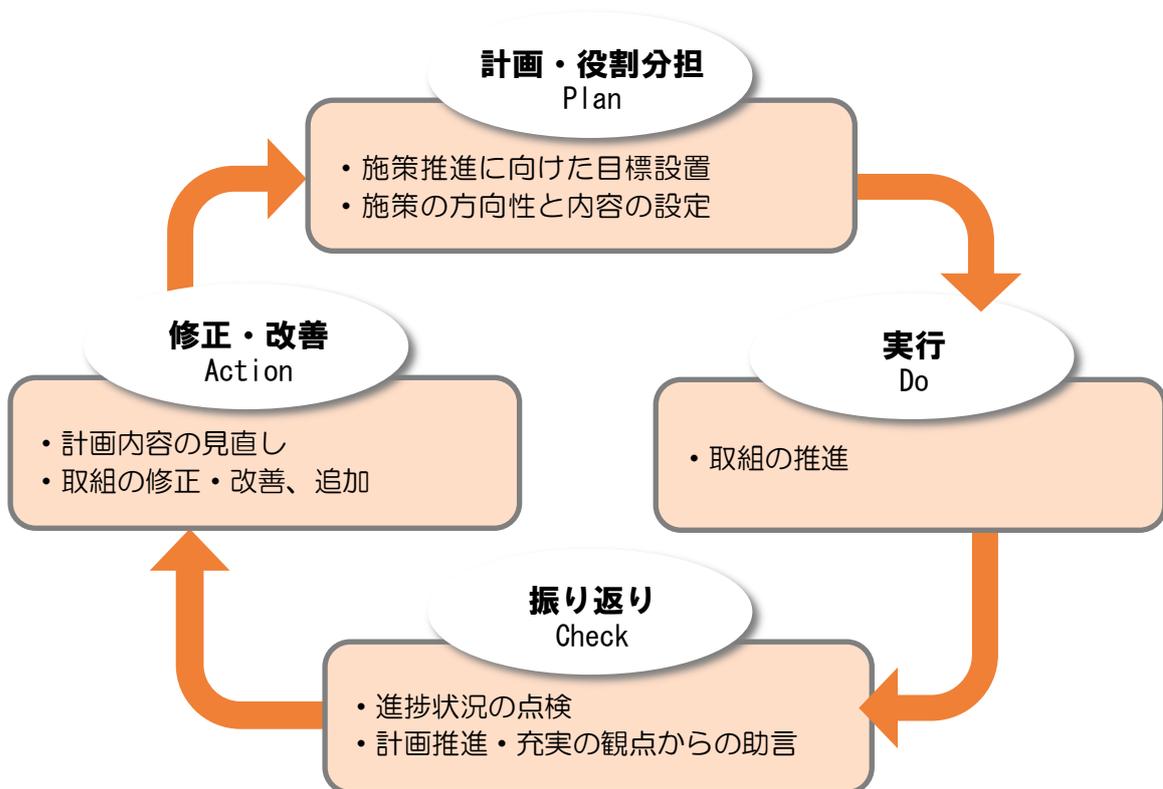
また、区民、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、サービス提供者、学識経験者、区社会福祉協議会、行政など、地域福祉推進の協働者からなる「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」により、計画の進捗状況を把握・点検しながら、全体的な進行管理を行います。



(2) 計画の振り返り

本計画を総合的に推進していくため、Plan（計画・役割分担）、Do（実行）、Check（振り返り）、Action（修正・改善）という、いわゆる「PDCAサイクル」を取り入れ、区民の視点により地域のニーズを把握し、具体的な取組に反映させることで、計画の更なる充実をめざします。

また、区を取り巻く環境の変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて取組の内容や手法を見直し、新たな取組の実施なども視野に入れた振り返り・改善を行っていきます。



(4) 麻生区の地域福祉マップ

子ども関連

● こども文化センター

1	片平こども文化センター
2	麻生こども文化センター
3	千代ヶ丘こども文化センター
4	百合丘こども文化センター
5	東百合丘こども文化センター
6	岡上こども文化センター
7	柿生こども文化センター
8	白山こども文化センター
9	王禅寺こども文化センター
10	虹ヶ丘こども文化センター

● 地域子育て支援センター

1	トライアングル・ハグ
2	かたひら
3	かるがも
4	ふあみいゆ千代ヶ丘
5	ゆりの音(ね)
6	みなみゆりがおか
7	おかがみ
8	ふあみいゆ柿生

高齢者関連

▲ 地域包括支援センター

1	栗木台地域包括支援センター
2	片平地域包括支援センター
3	新百合丘地域包括支援センター
4	百合丘地域包括支援センター
5	柿生アルナ園地域包括支援センター
6	地域包括支援センター虹の里
7	高石地域包括支援センター

▲ いきいきセンター(老人福祉センター)

1	麻生いきいきセンター
---	------------

△ いこいの家(老人いこいの家)

1	片平いこいの家
2	千代ヶ丘いこいの家
3	百合丘いこいの家
4	麻生いこいの家
5	岡上いこいの家
6	白山いこいの家
7	王禅寺いこいの家

小田急多摩線沿線は、多摩ニュータウン、かわさきマイコンシティに隣接し、宅地開発とともに、若い世代の人口が増加しています。

新百合ヶ丘駅周辺地区には行政機関、大型商業施設、病院などの都市機能が集積し、また、北口方面は再開発により建設された大規模マンションが多く、若い世代の割合が多い地区です。

日本映画大学・昭和音楽大学・川崎市アートセンターなど芸術文化に関する地域資源が集まり、「しんゆり・芸術のまち」を形成しています。

スポーツセンターや川崎フロンターレ麻生グラウンドなどスポーツ振興を象徴する施設があり、健康で生きがいを持てる地域づくりが進められています。

市街化調整区域などのまとまった農地や緑地があり、区民の住環境への満足度や定住志向を高めています。また、古くから居住する区民も多く、高齢化が目立っています。

障害者関連

■ 相談機関・障害者相談支援センター

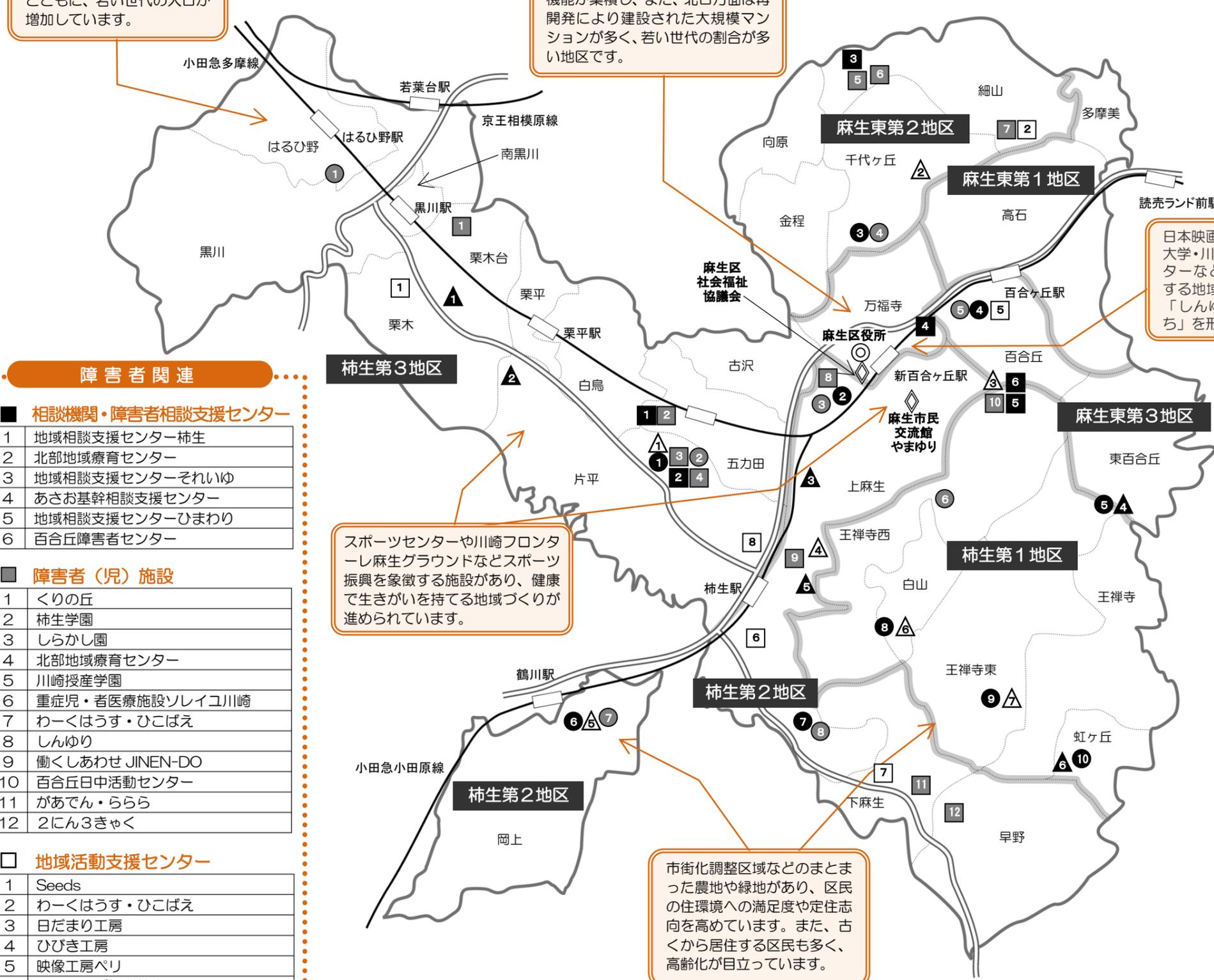
1	地域相談支援センター柿生
2	北部地域療育センター
3	地域相談支援センターそれいゆ
4	あさお基幹相談支援センター
5	地域相談支援センターひまわり
6	百合丘障害者センター

■ 障害者(児)施設

1	くりの丘
2	柿生学園
3	しらかし園
4	北部地域療育センター
5	川崎授産学園
6	重症児・者医療施設ソレイユ川崎
7	わーくはうす・ひこばえ
8	しんゆり
9	働くしあわせ JINEN-DO
10	百合丘日中活動センター
11	がであん・ららら
12	2にん3きゃく

□ 地域活動支援センター

1	Seeds
2	わーくはうす・ひこばえ
3	日だまり工房
4	ひびき工房
5	映像工房ペリ
6	はみんぐばーど柿生
7	アルデンテ
8	さくらスタジオ



平成29年12月末日現在

